

湧別町地域防災計画

平成 30 年 8 月

湧 別 町

＜湧別町地域防災計画＞

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	2
第3節 湧別町の地勢と災害の概要	5
第2章 防災組織	
第1節 防災会議	6
第2節 災害対策本部	8
第3節 住民組織の協力及び民間ボランティアの受入れ	17
第3章 災害情報通信計画	
第1節 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画	19
第2節 災害通信計画	30
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画	33
第4章 災害予防計画	
第1節 重要警戒区域	45
第2節 雪害対策計画	51
第3節 融雪災害対策計画	52
第4節 水防計画	53
第5節 低地の浸水対策計画	54
第6節 消防計画	55
第7節 防災訓練計画	60
第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備	61
第9節 町民の心構え	62
第10節 防災思想普及計画	64
第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	66
第12節 業務継続計画の策定	70
第5章 災害応急対策計画	
第1節 応急措置実施計画	71
第2節 動員計画	75
第3節 災害広報計画	76
第4節 避難救出計画	78

第 5 節	食糧供給計画	86
第 6 節	衣料生活必需品等物資供給計画	88
第 7 節	給水計画	91
第 8 節	医療及び助産計画	92
第 9 節	防疫計画	94
第 10 節	清掃計画	96
第 11 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画	98
第 12 節	障害物除去計画	100
第 13 節	輸送計画	101
第 14 節	労務供給計画	102
第 15 節	文教対策計画	104
第 16 節	災害警備計画	107
第 17 節	自衛隊派遣要請計画	109
第 18 節	消防防災ヘリコプター活用計画	112
第 19 節	住宅対策計画	116
第 20 節	飼養動物対策計画	118
第 21 節	救急医療対策計画	119

第 6 章 震災対策計画

第 1 節	地震災害対策計画	127
第 2 節	津波災害対策計画	131
第 3 節	被災建築物安全対策計画	134

第 7 章 事故災害対策計画

第 1 節	林野火災予消防計画	136
第 2 節	海難予防及び救助計画	138
第 3 節	排出油災害対策計画	140

第 8 章 災害復旧計画

○災害復旧計画	141
---------	-----

資 料

○災害の記録	1
○主要食糧の調達先及び所在地	5
○土石流危険溪流に準ずる溪流	6

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、湧別町防災会議が作成する計画であり、湧別町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当り、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため具体的事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------|--|
| 1. 基 本 法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 2. 救 助 法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3. 町 防 災 会 議 | 湧別町防災会議 |
| 4. 本 部（ 長 ） | 湧別町災害対策本部（長） |
| 5. 町 防 災 計 画 | 湧別町地域防災計画 |
| 6. 防災関係機関 | 湧別町防災会議条例（平成 21 年条例第 172 号）第 3 条に定める委員の属する機関 |
| 7. 災 害 | 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」 |

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

湧別町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設において、その防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

区 分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	北 海 道 総 合 通 信 局	1. 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 2. 非常通信協議会の運営に関すること。
	網 走 開 発 建 設 部 遠 軽 開 発 事 務 所	1. 直轄工事区域内の河川改修、維持管理修繕及び災害復旧を行うこと。 2. 国道の維持管理及び災害復旧を行うこと。 3. 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	北 海 道 農 政 事 務 所 北 見 支 局	1. 災害時における米穀の確保、応急配給及び緊急輸送を行うこと。
	網走西部森林管理署	1. 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2. 直轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3. 林野火災の予防対策をたてその未然防止を行うこと。 4. 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	紋 別 海 上 保 安 部	1. 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 2. 災害時において船舶の避難誘導及び救助、海上犯罪の予防、航路障害物の除去等を行うこと。 3. 災害時において、遭難者、救援用物資、人員等の海上輸送を行うこと。
	網 走 地 方 気 象 台	1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
北 海 道 (知事部局)	オホーツク総合振興局	1. オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 2. 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、その

		他災害予防措置を講ずること。 3. 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する こと。 4. 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する 事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 5. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所	1. 水防技術の指導を行うこと。 2. 災害時において関係河川の水位、雨量の情報収集 及び報告を行うこと。 3. 災害時において関係公共土木被害の調査を実施す ること。 4. 公共土木施設災害対策を実施すること。 5. 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行う こと。
	オホーツク総合振興局 保健環境部 紋別地域保健室	1. 災害時における医療救護活動を推進すること。 2. 災害時における防疫活動等の指示を行うこと。 3. 災害時における給水、清掃等環境衛生活動を推進 すること。 4. 医療、防疫、薬剤の確保及び供給に関する調整を行 うこと。
北海道警察	遠軽警察署	1. 災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の 予防及び交通の規制等を行うこと。 2. 災害情報の収集を行うこと。
湧別町	湧別町役場	1. 町防災会議に関する事務を行うこと。 2. 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域 内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 3. 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害 復旧を行うこと。
	湧別町教育委員会	1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応 急教育の指導を行うこと。 2. 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する こと。
遠軽地区 広域組合	遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所 上湧別出張所 及び湧別町消防団	1. 消防活動に関すること。 2. 水防活動に関すること。 3. その他災害時における救護活動に関すること。
指定公共 機関及び 指定地方 公共機関	郵便事業(株) 北海道支社湧別 支店及び上湧別支店	1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営 の確保を図ること。 2. 郵便の非常取扱いを行うこと。
	東日本電信電話(株) 北海道事業部 (委任機関～株NTT東日本一北海道北見支店)	1. 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 (NTT東日本仙台センタ) 2. 災害時優先電話を設定し、災害時に利用制限を実 施し重要通信の確保を図ること。

		3. 被災電話設備の応急対策及び復旧対策を行い通信の確保を図ること。
	N H K 北 見 放 送 局	1. 気象警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	北 海 道 電 力 (株) 遠 軽 営 業 所	1. 所管のダム施設等の防災管理を行うこと。 2. 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。
	遠 軽 医 師 会	1. 災害時における救急医療を行うこと。
公共的団体 及び防災上 重要な施設 の 管 理 者	湧別町農業協同組合 えんゆう農業協同組合 湧別漁業協同組合 遠軽地区森林組合	1. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2. 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
	湧 別 町 商 工 会	1. 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 2. 被災商工業者に対する融資及びその斡旋を行うこと。
	北海道北見バス (株) 遠 軽 出 張 所	1. 災害時における避難者及び救援物資の緊急輸送を行うこと。
	町 内 輸 送 事 業 者	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
	一 般 病 院 ・ 診 療 所	1. 災害時において医療防疫対策について協力すること。
	危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	1. 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	湧 別 建 設 業 協 会	1. 災害時における応急対策の実施協力に関すること。

第3節 湧別町の地勢と災害の概要

1. 位 置

湧別町は北海道の東北部、オホーツク総合振興局管内の中央部に位置し、東にサロマ湖を擁して佐呂間町及び北見市に接し、西はシブノツナイ川を境として紋別市に続き、南は遠軽町に接し、北はオホーツク海に面している。

北緯 44 度 15 分～43 度 59 分 東経 143 度 24 分～143 度 46 分

2. 地勢と面積

面積は湧別川を中心に西部及び東南部に広がり東西 29.4km、南北 31.2km で総面積 505.74k m²を有しサロマ湖及びシブノツナイ湖を除き大部分を山林で占めている。地形は、北部オホーツク沿岸地域は湧別川を挟み東西に湧別原野が広がり、東部は北見山脈の分脈嶺が南北に隣接町に続いている。南部は湧別川沿いに平野が続き、西部はシブノツナイ湖に沿って原野が広がり、奥地は山間部となっている。

一般的に海岸線沿いは平坦地であり、山間地域は緩傾斜地である。

また、湧別原野及び芭露、志撫子、計呂地の各河川に広がる原野の地質は、礫、砂及び粘土からなる氾濫原堆積物でできており、地震発生により液状化の可能性が高い地域となっている。

3. 気 象

湧別町の気象は、亜寒帯低温乾燥地に属し、オホーツク海型気候地域として一般に低温で、日照時間は長いが降水量及び冬期間の積雪量は少なく、冬のオホーツク海は流水でとざされるため非常に寒く、春になると宗谷海峡からの暖流が入り高温となる。

4. 災 害

(1) 融雪増水

融雪増水は山地融雪期の4月中旬から発生するが、本町を流れる河川の堤防は整備されていて危険性が少なくなっている。

(2) 雪 害

本地域は11月から3月にかけて降雪期となり、その量は70cmになることがあり、吹雪による交通被害の発生が予想される。

(3) 暴風雨被害

暴風雨は本地方だけに限られていないが、例年9月から11月にかけて多く発生し、台風の経路によっては多大の被害をもたらすことがある。

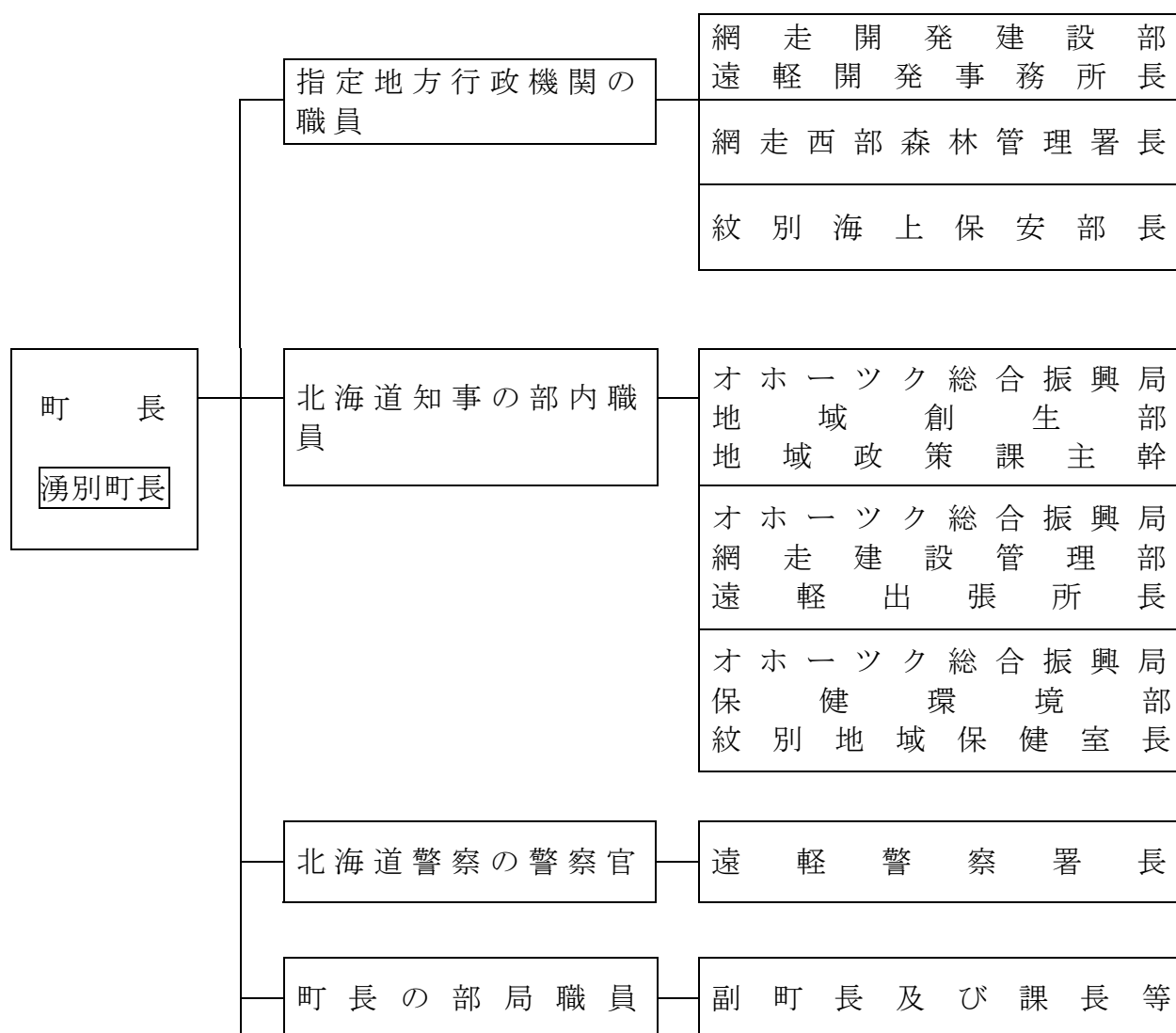
第2章 防 災 組 織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防 災 会 議

町長を会長とし、湧別町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものでありその所掌事務は、本町における防災計画を作成しその実施について推進すると共に、災害情報の収集、関係組織相互の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は次のとおりである。



教育委員会の部内職員	教 育 長 及 び 課 長 等
消 防 団 長 ・ 副 団 長 及 び 消 防 署 出 張 所 長	遠 軽 地 区 広 域 組 合 消 防 署 湧 別 出 張 所 長 及 び 上 湧 別 出 張 所 長
	湧 別 町 消 防 団 長 及 び 副 団 長
自 治 会 長	自 治 会 長
指 定 公 共 機 関 又 は 指 定 地 方 公 共 機 関 の 職 員	町 内 郵 便 局 長
	東 日 本 電 信 電 話 (株) 北 海 道 事 業 部 設 備 部 災 害 対 策 室 長
	北 海 道 電 力 (株) 遠 軽 営 業 所 長
	遠 軽 医 師 会 長
公 共 的 団 体 及 び 町 長 が 認 め る 団 体 の 職 員	湧 別 町 農 業 協 同 組 合 参 事
	えんゆう農 業 協 同 組 合 参 事
	湧 別 漁 業 協 同 組 合 常 務 理 事
	遠 軽 地 区 森 林 組 合 参 事
	湧 別 町 商 工 会 事 務 局 長
	北 海 道 北 見 バ ス (株) 遠 軽 営 業 所 長
	湧 別 建 設 業 協 会 会 長

2. 防災会議の運営

防災会議の運営は、湧別町防災会議条例の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

町長は、区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

また、町長は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1. 組 織

本 部 長	副本部長	総務対策部	総 務 班	総 務 課
町 長	副町長	総務課長	総 務 課 長	
			連絡記録班	議会事務局 (総 務 課)
			議会事務局長	
本 部 会 議		現地対策部	土木対策班	建 設 課
(構 成 員)		建設課長	建 設 課 長	
町 長	副 町 長		建物対策班	企画財政課
教 育 長	総 務 課 長		企画財政課長	
企画財政課長	住民税務課長		上下水道対策班	水 道 課
農 政 課 長	商工観光課長		水 道 課 長	
建 設 課 長	水 道 課 長		農業対策班	農 政 課
まちづくり推進課長	保健福祉課長		農 政 課 長	農業委員会事務局
子育て支援課長	水産林務課長		産業対策班	水産林務課
教育総務課長	社会教育課長		水産林務課長	商工観光課
議会事務局長	農委事務局長	避難救護対策部	救護対策班	保健福祉課
会 計 管 理 者	出 納 課 長	保健福祉課長	保健福祉課長	子育て支援課
企画財政課参事	教育総務課参事		避難所設置班	まちづくり推進課 (保健福祉課)
図 書 館 長			まちづくり推進課長	出 納 課
		文教対策部	文教対策班	教育総務課
		教 育 長	教育総務課長	社会教育課
		環境整備部	環境整備班	住民税務課
		住民税務課長	住民税務課長	

2. 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

部 班 名		対 策 業 務
総 務 対 策 部	総務班	1. 災害対策の総合調整に関すること。 2. 災害対策本部の設置運営に関すること。 3. 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達に関すること。 4. 災害情報の収集及び報告に関すること。 5. 庁内の非常配備体制に関すること。 6. 自衛隊災害派遣要請依頼に関すること。 7. 災害日誌及び記録に関すること。 8. 災害統計に関すること。 9. 地域自治会の活動及び督励に関すること。 10. 災害救助法の適用業務に関すること。 11. 職員の非常招集に関すること。 12. 消防機関の出動要請に関すること。 13. 沿岸排出油災害対策に係る協力に関すること。 14. 災害関係予算の編成及び経理に関すること。 15. 災害復旧総合計画に関すること。 16. 部内の調整に関すること。 17. その他各部、班に属さないこと。
	連絡記録班	1. 災害広報に関すること。 2. 災害記録写真撮影に関すること。 3. 各部、班及び関係機関の連絡調整に関すること。 4. 各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ本部に報告すること。
現 地 対 策 部	土木対策班	1. 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 災害地の通行路線の決定に関すること。 3. 災害時の関係河川の情報収集に関すること。 4. 障害物の除去及び除雪に関すること。 5. 災害時の復旧資材等の確保に関すること。 6. 車両借上げ及び町有車の運行管理に関すること。 7. 災害時の輸送計画に関すること。 8. 部内の調整に関すること
	建物対策班	1. 被害建築物の調査及び応急対策に関すること。 2. 応急仮設住宅の設置に関すること。 3. 災害時の建築用資材の確保に関すること。 4. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
	上下水道対策班	1. 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 災害時における応急給水に関すること。

現 地 対 策 部	農 業 対 策 班	1. 農業被害状況調査及び応急対策に関すること。 2. 農地及び農業施設の災害復旧に関すること。 3. 被災家畜の防疫及び衛生に関すること。 4. 被害作物の防疫に関すること。 5. 家畜飼料の確保に関すること。 6. 家畜の避難に関すること。
	産 業 対 策 班	1. 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 水産養殖物、養殖施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 5. 被災林野の防疫に関すること。 6. 治山、林道等の被害調査及び応急対策に関すること。 7. 被災企業の被害調査及び応急対策に関すること。 8. 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。
文 教 対 策 部	文 教 対 策 班	1. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 災害時の応急教育に関すること。 3. 災害時における学用品の給与に関すること。 4. 罹災学校の医療、防疫に関すること。 5. 罹災学校児童生徒の避難誘導に関すること。 6. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7. 社会教育施設入場者の避難誘導に関すること。 8. 災害時における文化財の被害調査及び保護対策に関すること。
避 難 救 護 対 策 部	救 護 対 策 班	1. 被災地の救助計画及び実施に関すること。 2. 救助機関との連絡調整に関すること。 3. 特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、ケアハウス来夢等、町内施設入居者の避難誘導の連絡調整に関すること。 4. 保育所児の避難誘導に関すること。 5. 独居老人等の避難誘導に関すること。 6. 行方不明者の捜索に関すること。 7. 被災地の死体捜査及び処理埋葬に関すること。
	避 難 所 設 置 班	1. 避難施設の設置計画及び実施に関すること。 2. 被災者の受入れに関すること。 3. 災害時の医療及び助産に関すること。 4. 感染症予防に関すること。 5. 被災者の健康管理及び保健指導に関すること。 6. 避難所の炊き出し、食糧の給与に関すること。 7. 救援物資の調達、給与に関すること。
環 境 整 備 部	環 境 整 備 班	1. 被災地の防疫及び清掃に関すること。 2. 被災地の環境保全に関すること。（ごみ等の処分） 3. 被災者の被害地への立入り制限に関すること。 4. 被災地の死亡獣畜処理に関すること。 5. 逸走犬等の保護・収容に関すること。

3. 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 設 置

災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定により、本町地域において次に掲げる災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に防災の推進を図るため必要と認めたとき、町長は、災害対策本部を設置する。

ア、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ、災害が発生しその規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。

ウ、気象、地象及び水象について情報又は特別警報・警報を受け非常配備の必要があるとき。

エ、震度 5 弱以上の地震が発生し、又は沿岸部に津波警報が発表されたとき。

(2) 廃 止

町長は予想された災害の危険が解消されたと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは本部を廃止する。

(3) 公 表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成機関、オホーツク総合振興局長、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。又廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(4) 町長の職務代理

災害発生時に町長との連絡が取れないような場合における災害対策本部設置等に関する町長の職務代理者の順位は次の通りとする。

ア、町長との連絡が取れない様な場合の職務代理者は副町長とする。

イ、副町長との連絡が取れない様な場合の職務代理者は総務課長とする。

ウ、総務課長との連絡が取れない様な場合の職務代理者は湧別町課設置条例（平成 21 年条例第 8 号）第 1 条に規定する課長の順番とする。

4. 標 識

(1) 本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板（別図 1）を掲出するものとする。

(2) 本部長、副本部長、本部員、各班長及びその他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは腕章（別図 2）を帯用するものとする。

(3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には標旗（別図 3）を付けるものとする。

5. 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の開催

ア、本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

イ、本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

ウ、本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨申し出るものとする。

(2) 本部員会議の協議事項

ア、本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

イ、災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ、応急対策実施に伴う各班の配置人員に関すること。

エ、関係機関に対する応援の要請に関すること。

オ、その他災害対策に関する重要な事項。

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

6. 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

ア、本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。

イ、非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

(2) 非常配備体制

区 分	配備の体制	配備の内容	任 務	担当部員
第1非常配備	1. 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき 2. 震度3以上の地震が発生し、又は本町沿岸部に津波注意報が発表されたとき 3. その他特に本部長が必要と認めたとき	気象警報、情報を関係機関に伝達するとともに、危険区域の状況調査を行う。 状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1. 情報の伝達 2. 情報収集 3. 状況の調査、把握 4. 関係機関との連絡調整	総務対策部全部員 現地対策部各班長
第2非常配備	1. 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2. 震度5弱以上の地震が発生し、又は本町沿岸部に津波警報が発表されたとき 3. その他特に本部長が必要と認めたとき	災害応急対策のため、応急対策、救助活動、避難所の開設など、災害発生とともに直ちに非常活動ができる体制とする。	1. 情報の収集 2. 関係機関との連絡調整 3. 応急対策 4. 救助救済対策 5. 避難所の開設、収容	総務対策部 現地対策部 文教対策部 避難救護対策部 環境整備部の全部員
第3非常配備	1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備体制を指令したとき。 2. 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 3. 震度6弱以上の地震が発生し、又は本町沿岸部に大津波警報（特別警報）が発表され、広域にわたって甚大な被害が予想されるとき。 4. 予想されない重大な災害が発生したとき。 5. その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1. 情報の収集 2. 関係機関との連絡調整 3. 応急対策 4. 救助救済対策 5. 避難所の開設、収容	総務対策部 現地対策部 文教対策部 避難救護対策部 環境整備部の全部員

(備考)

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

7. 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は次のとおりとする。

- (1) 総務対策部は本部長の非常配備決定に基づき本部員及び非常配備に係る各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- (2) 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 各班長より通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- (5) 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

8. 非常配備体制の活動要員

- (1) 本部の活動開始及び終了

ア、活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ、活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し解散するものとする。

- (2) 非常配備体制下の活動

ア、第1非常配備体制下の活動

- (ア) 総務班長は、気象台その他関係機関と連絡をとり気象情報、警報の收受、伝達を行う。
- (イ) 総務班長は、雨量、水位等に関する情報を関係先より収集する。
- (ウ) 関係各班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

イ、第2非常配備体制下の活動

- (ア) 本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- (イ) 各班長は、情報の収集及び伝達体制を強化する。
- (ウ) 総務対策部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして、客観情勢を判断するとともにその状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 事態の重要さを班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c 関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連携を密にし、活動体制を整備すること。

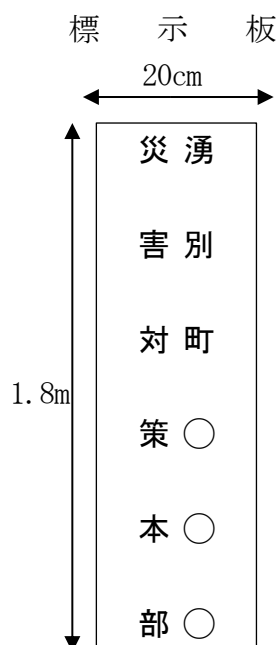
ウ、第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともにその活動状況を随時本部長に報告するものとする。

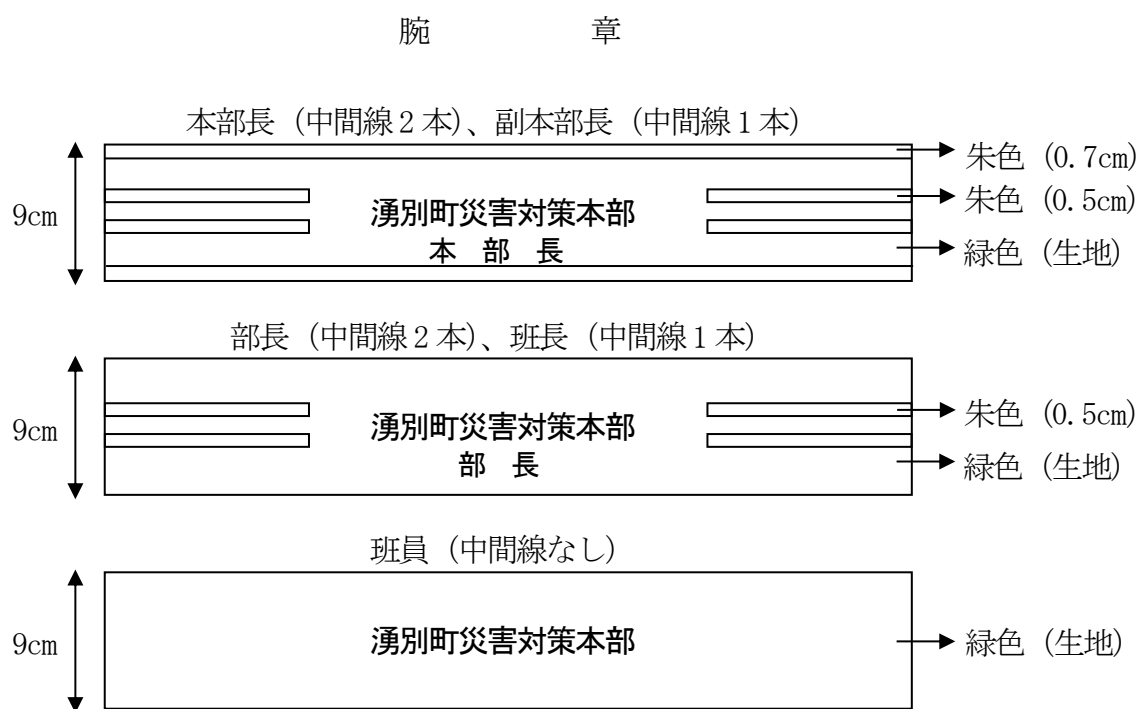
(3) 本部連絡責任者

総務対策部連絡班長は本部連絡責任者として、情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班に伝達するものとする。

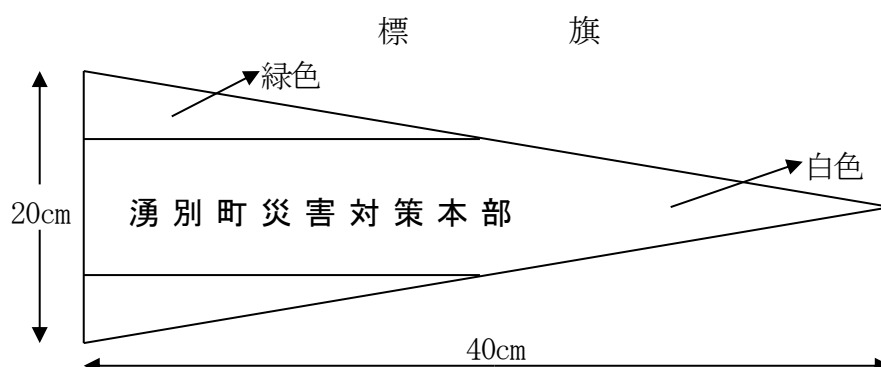
別図1



別図2



別図3



第3節 住民組織の協力及び民間ボランティアの受入れ

災害時において、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、町長は災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

また、災害応急対策のため、協力申出のあったボランティアの受入れについて、災害対策活動の状況に応じて受け入れるものとする。

1. 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所と、被災者の収容のための避難場所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (9) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求める事項。

2. 協力要請先

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

自治会及び団体名	連絡先	連絡方法
港 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
曙 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
緑 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
栄 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
錦 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
川 西 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
信 部 内 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
登 栄 床 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
東 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
芭 露 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
上 芭 露 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
東 芭 露 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
西 芭 露 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
志 撫 子 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
計 呂 地 自 治 会	会長宅	電話及び口頭

旭 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
5 の 3 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
東 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
北 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
中 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
南 町 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
5 の 1 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
屯 市 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
4 の 3 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
4 の 2 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
4 の 1 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
開 盛 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
上 富 美 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
富 美 自 治 会	会長宅	電話及び口頭
札 富 美 自 治 会	会長宅	電話及び口頭

3. 防災ボランティアの受入れ

(1) ボランティア団体等の協力

町長は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、ボランティアセンターを設置するなどして、災害応急対策の実施について協力を受ける。

(2) ボランティアの受入れ

町長は、道及び関係機関と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するように努める。また、受入れに際し次の事項に留意し行う。

①総務対策部総務班が受入れ窓口を設置する。

②受入れに際し、ボランティア参加者の氏名、住所、年齢、血液型、活動参加期間等を把握する。

③湧別町社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動参加者の保険加入を行う。

(3) ボランティアを受入れし、協力要請する事項はおおむね次のとおりとする。

①災害・安否・生活情報の収集・伝達

②炊出し、その他の災害救助活動

③高齢者、障害者等の介護、看護補助

④清掃及び防疫

⑤災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

⑥応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

⑦災害応急対策事務の補助

第3章 災害情報通信計画

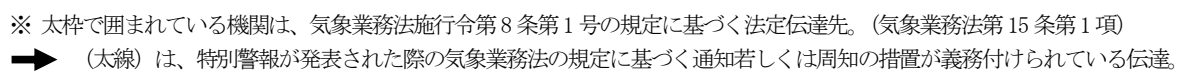
災害情報通信計画は、災害関係の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速、確実に実施するための計画である。

第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画

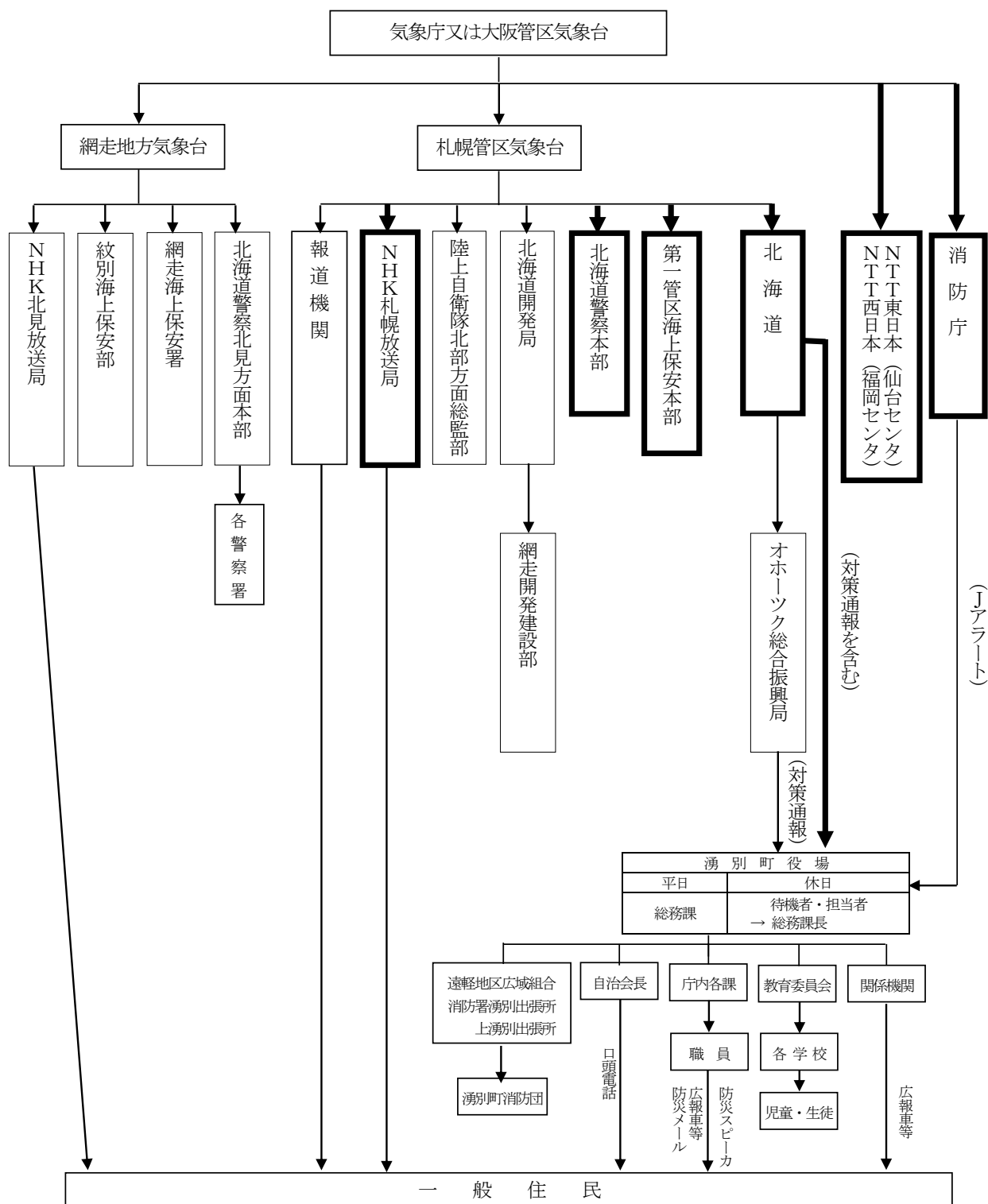
1. 気象警報等の伝達系統

気象警報等は、次の気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図及び津波警報等の伝達系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は待機者または担当者が受理する。
- (2) 北海道総合行政情報ネットワークシステム及び NTT 東日本仙台センタより気象警報等を受理した場合は、直ちに総務課長に連絡をとり指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡をするとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し気象警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。
- (3) 地震が発生し、消防庁の全国瞬時警報システム（J－ALERT）により緊急地震速報、地震情報、津波警報等を受理したときは、直ちに総務課長に連絡をとり指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡をするとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し地震・津波情報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。
- (4) 洪水警報・注意報及び湧別川の洪水予報を受理した場合は、直ちに総務課長に連絡をとり指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡をするとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し洪水警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。



津波警報等の伝達系統図



※太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

➡ (太線) は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

(1) 特別警報発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

(2) 警報発表基準

警 報		基 準
暴 風（平均風速）		陸上 20m/s、海上 25m/s
暴風雪（平均風速）		陸上 18m/s、海上 25m/s、雪による視程障害を伴う
波 浪（有義波高）		6.0m
高 潮（潮 位）		1.4m
大 雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	11
	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	135
洪 水	流域雨量指数基準	中土場川流域=8.9 サナブチ川流域=7 芭露川流域=12 志撫子川流域=6.3 計呂地川流域=8.1 ポン川流域=3.1
	複合基準	湧別川流域=表面雨量指数 5, 流域雨量指数 16.9
	指定河川降水予報による基準	湧別川 [遠軽・中湧別]
大雪(12 時間降雪深)		50cm
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 90mm

(3) 注意報発表基準

注 意 報		基 準
風 雪（平均風速）		陸上 10m/s、海上 15m/s 雪による視程障害を伴う
強 風（平均風速）		陸上 12m/s、海上 15m/s
波 浪（有義波高）		3.0m
高 潮（潮 位）		1.0m
大 雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	75
洪 水	流域雨量指数基準	中土場川流域=7.1 サナブチ川流域=5.1 芭露川流域=9.6 志撫子川流域=5 計呂地川流域=6.4 ポン川流域=2.4
	複合基準	湧別川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 15.2 サナブチ川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 4.1 ポン川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 1.9
	指定河川降水予報による基準	湧別川（遠軽・中湧別）
大雪(12 時間降雪深)		30cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾 燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%
濃 霧（視 程）		200m
霜（最低気温）		3℃以下
な だ れ		24 時間で降雪の深さ 30cm 以上、又は積雪の深さ 50cm 以上で日平均気温 5℃以上
低 温	5 月～10 月	（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続
	11 月～ 4 月	（最低気温） 平年より 8℃以上低い
着 雪		気温 0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
着 氷（船 体）		水温 4℃以下、気温 -5℃以下で風速 8m/s 以上
融 雪		融雪に相当する水量と 24 時間雨量の合計 70mm 以上

(4) 地震動警報及び地震動予報

種類	発 表 名 称	内 容
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度 6 弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。

※ 2 箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(5) 津波警報等の種類及び内容

種類	内 容
大津波警報 (特別警報)	担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に発表する。
津波警報	担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがある場合に発表する。
津波注意報	担当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(6) 津波警報等の発表基準

種類	発表基準	津波の高さ の予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合にとるべき行動
			数値での 発表	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m を超える	10 m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m を超え 10m 以下	10m		
		3m を超え 5m 以下	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	1m を超え 3m 以下	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 以上、1m 以下	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海にいる人はただちに海から上がって、海岸からはなれる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

- (注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(7) 津波予報の発表基準と発表内容

	発 表 基 準	発 表 内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(8) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報（特別警報）、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津浪警報（特別警報）、津浪警報または津波注意報発表時・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(9) 津波情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波到達時刻や高さを津波予報九単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

3. 気象警報等の伝達方法

気象官署等の気象警報等の伝達方法は、前述によるがこの情報の伝達を迅速的確に行うため、伝達方法は次のとおりとする。

(1) 伝達方法

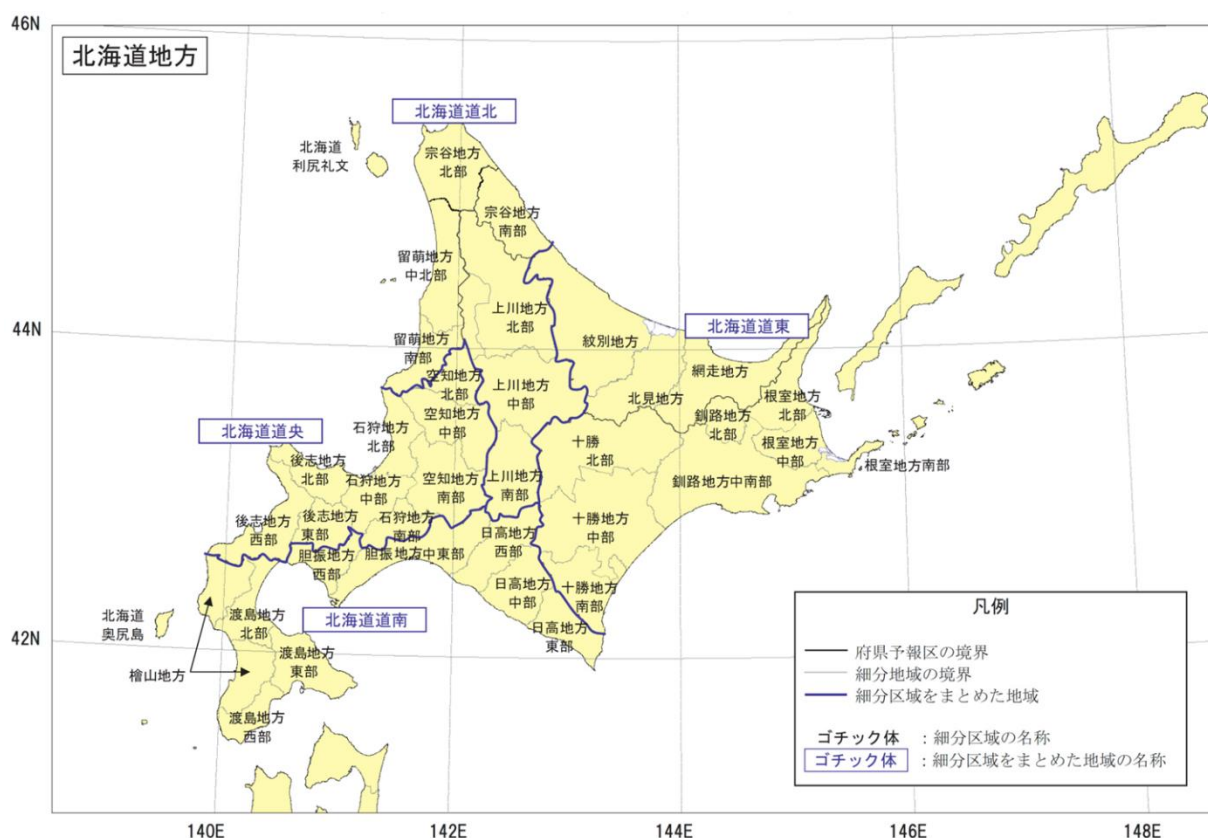
気象官署から通報された気象警報等を受けたときは、電話その他最も有効な方法により関係機関等に通知する。(別表 1、別表 2)

(2) 夜間、休日等における気象警報等の取扱い

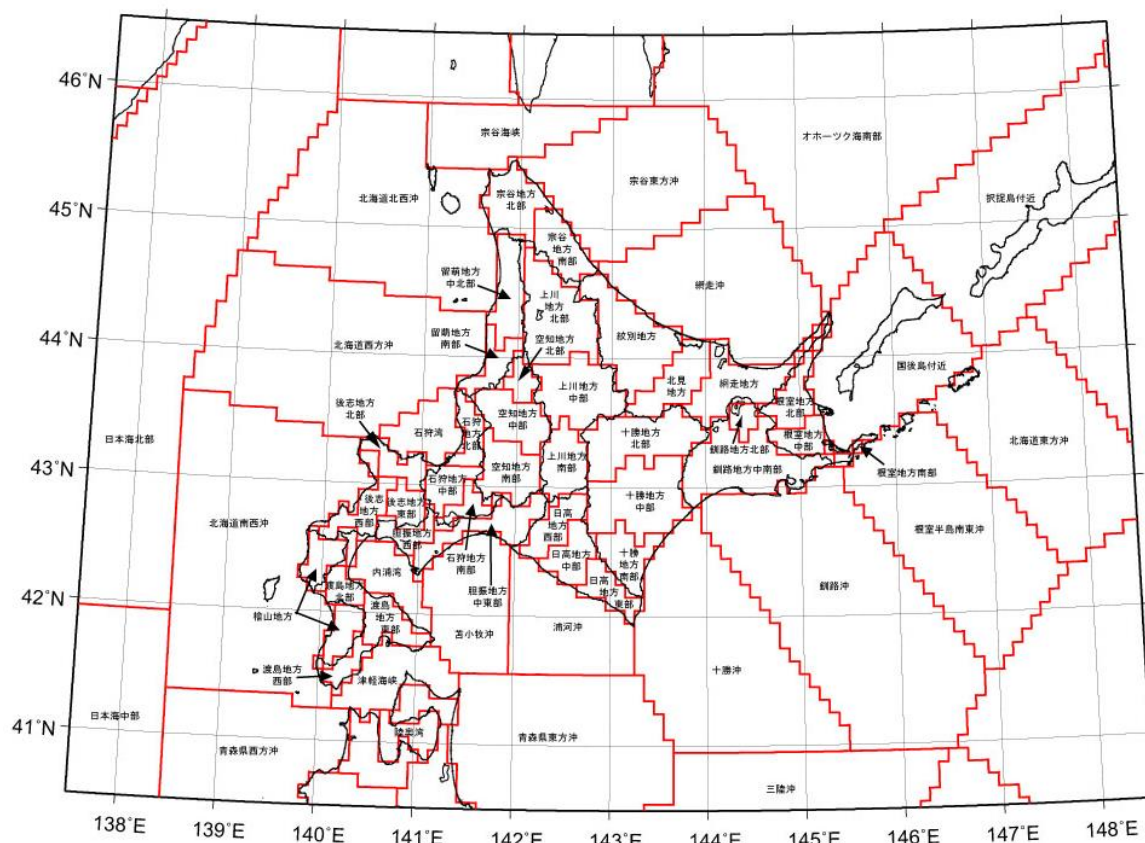
夜間、休日等において待機者または担当者が気象警報等を受けたときは、速やかに総務課長に連絡して指示を仰ぐものとする。

4. 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

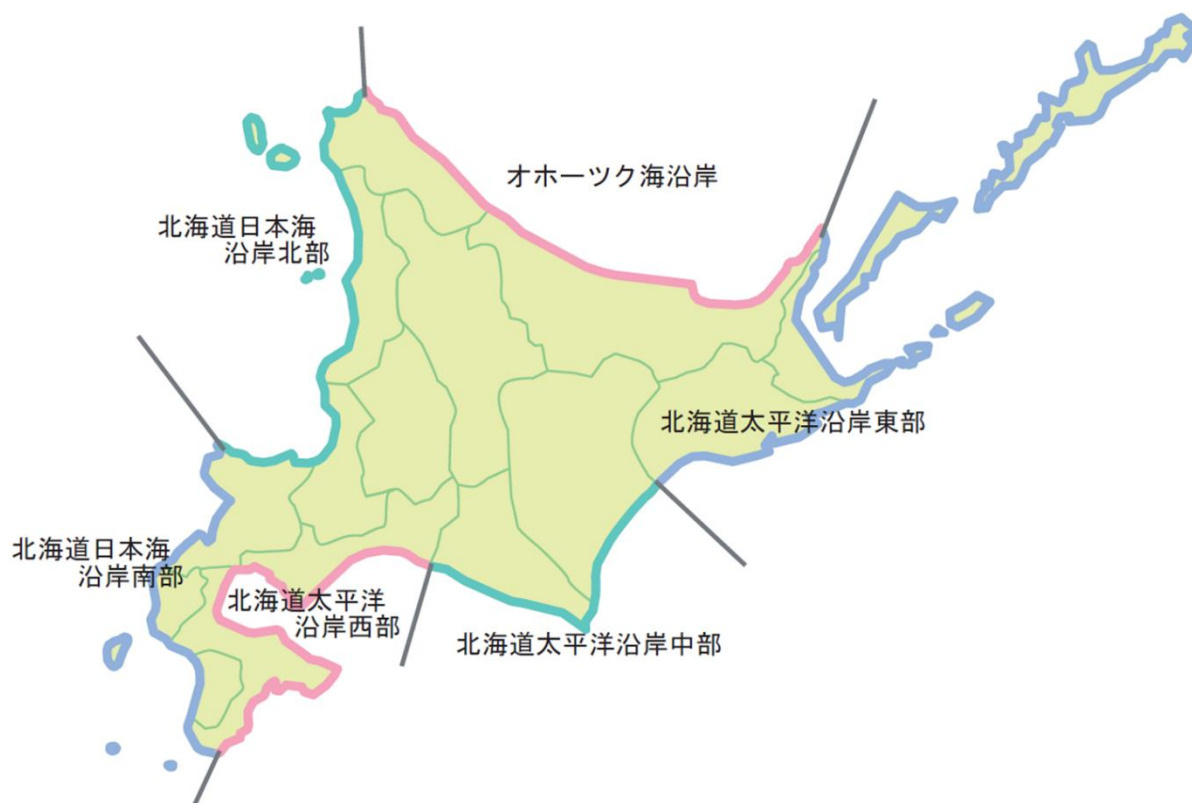
(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 震央地名



(3) 津波予報区



別表 1

気象警報等の伝達

伝 達 先	伝達責任者	伝達方法	備 考
庁 内 各 課 等	総 務 課 長	口 頭、庁内放送	(教委へは電話 口頭)
関 係 機 関 団 体	〃	電話口頭	
自治 会	〃	〃	
消 防 署 出 張 所	〃	〃	広報車、防災情 報伝達施設(屋 外スピーカ)に よる放送
小 中 高 等 学 校	教 育 長	〃	
保 育 所	子 育 て 支 援 課 長	〃	
老 人 福 祉 施 設	保 健 福 祉 課 長	〃	

別表 2

関係機関連絡先一覧

関 係 機 関 名	代表者	所 在 地	電話番号	備考
・ 網走開発建設部 遠軽開発事務所	所 長	遠軽町大通北 7	0158-42-2181	
・ 網走西部森林管理署	署 長	遠軽町大通北 4	0158-42-2165	
・ 網走建設管理部 遠軽出張所	所 長	遠軽町福路	0158-42-3165	
・ 保健環境部 紋別地域保健室	室 長	紋別市南ヶ丘 1-6	0158-23-3108	
・ 保健環境部 紋別地域保健室遠軽支所	支所長	遠軽町大通北 5	0158-42-3108	
・ 遠軽警察署	署 長	遠軽町 1 条北 3	0158-42-0110	
・ 遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	所 長	湧別町緑町	5-2338	
・ 遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	所 長	湧別町上湧別 屯田市街地	2-4111	
・ 湧別郵便局	局 長	湧別町緑町	5-2407	
・ 芭露郵便局	局 長	湧別町芭露	6-2006	
・ 上芭露郵便局	局 長	湧別町上芭露	7-2306	
・ 計呂地郵便局	局 長	湧別町計呂地	8-2306	
・ 上湧別郵便局	局 長	上湧別屯田市街地	2-2540	
・ 中湧別郵便局	局 長	湧別町中湧別中町	2-2360	
・ 開盛郵便局	局 長	湧別町開盛	2-5301	
・ (株)NTT東日本一北海道北見支店	支店長	北見市中央町 2-1 8	0157-21-2250	
・ 北海道電力(株) 遠軽営業所	所 長	遠軽町大通北 4	0158-42-2185	
・ 北見バス(株)遠軽営業所	所 長	遠軽町大通北 1	0158-42-4115	
・ 湧別町農業協同組合	組合長	湧別町錦町	5-2121	
湧別町農業協同組合芭露支所		湧別町芭露	6-2131	
・ えんゆう農業協同組合	組合長	上湧別屯田市街地	2-2161	
・ 湧別漁業協同組合	組合長	湧別町曙町	5-2011	
・ 遠軽地区森林組合	組合長	遠軽町南町 4 丁目	0158-42-0722	
・ 湧別町商工会	会 長	湧別町中湧別中町	2-2278	

第2節 災 害 通 信 計 画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信方法については、本計画の定めによるところによる。

1. 通信方法

- (1) 災害時における通信方法は、NTT の電話等及び北海道総合行政情報ネットワーク並びに町防災行政無線によることを原則とする。
- (2) 災害時における消防及び自治会長、町民からの情報通報は NTT の電話により行う。
この場合、NTT が設定している災害時優先電話を使い通信を行う。
- (3) 災害時の現地調査、現地広報活動、応急対策、救助活動等の報告、連絡調整は町防災無線により行う。
- (4) 町防災行政無線の運用は、湧別町防災行政無線局管理運用規程及び湧別町防災行政無線局運用細則による。
- (5) 災害時におけるオホーツク総合振興局等への気象情報等の収受、状況報告、関係機関の出動要請は北海道総合行政情報ネットワークにより行う。
- (6) 災害により NTT の電話が使用不能となった場合は、NTT が衛星携帯の仮設電話を設置し、通信を確保する。

2. NTTの災害時優先電話の利用

災害時に非常通話、緊急電話のため市外通話をする場合は、NTT が指定している災害時優先電話を使用し通信を行う。

※災害時優先電話

名	称	電 話 番 号
湧 別 町 役 場	役 場	2 - 2 1 1 3
		2 - 2 1 1 4
		5 - 3 7 6 1
		5 - 3 7 6 3
		5 - 3 7 6 4
遠 軽 地 区 広 域 組 合 消 防 署	中湧別出張所	2 - 2 1 8 8
	湧 別 出 張 所	5 - 2 4 8 2
	上湧別出張所	5 - 2 4 8 4
遠 軽 警 察 署	湧 別 駐 在 所	2 - 4 1 1 1
	芭 露 駐 在 所	5 - 2 3 4 2
	上湧別駐在所	6 - 2 0 1 6
	中湧別駐在所	2 - 2 5 1 7
湧 別 郵 便 局		2 - 2 0 3 4
芭 露 郵 便 局		5 - 2 4 0 7
上芭露郵便局		6 - 2 0 0 6
計呂地郵便局		7 - 2 3 0 6
上湧別郵便局		8 - 2 3 0 6
中湧別郵便局		2 - 2 5 4 0
開盛郵便局		2 - 2 3 6 0
		2 - 5 3 0 1

3. 無線通信施設の利用

公衆電話が利用不能の場合に利用できる無線電話施設は次のとおりである。

※無線局一覧

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	備考
防災行政無線 (道総合行政情報ネットワーク)	北海道	湧別町上湧別 屯田市街地	固定局 1基
防災行政無線 (町防災無線)	湧別町役場	湧別町上湧別 屯田市街地	基地局 1基 移動局 20基
		湧別町栄町	基地局 2基 固定局 2基 車載移動局 13基 携帯移動局 15基
		湧別町芭露	移動局 1基
消防業務無線	遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	湧別町緑町	車載移動局 11基 携帯移動局 4基
	遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	湧別町上湧別 屯田市街地	車載移動局 8基 携帯移動局 4基

4. 電 報

災害対策業務のための電話により電報を発信する場合、冒頭に非常電報である旨を告げ発信するものとする。

5. 公衆通信設備以外の通信

有線及び無線電話の使用が不能の場合は、車両等による使送とするものとする。

6. 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局による対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から5までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関による対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)及びに係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、災害に関する必要な情報、被害状況報告等の収集及び通報等を円滑に行うための計画である。

1. 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに役場（町職員）、警察署（警察官）、消防署（各出張所）、消防職員又は地区別情報連絡責任者（自治会長）のうち最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察署、消防署（消防出張所長）、地区別情報連絡責任者は、その内容を確認し直ちに町長に通報するものとする。

(3) 町長から各機関への通知及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により各関係機関に通報するとともに住民に対し周知するものとする。

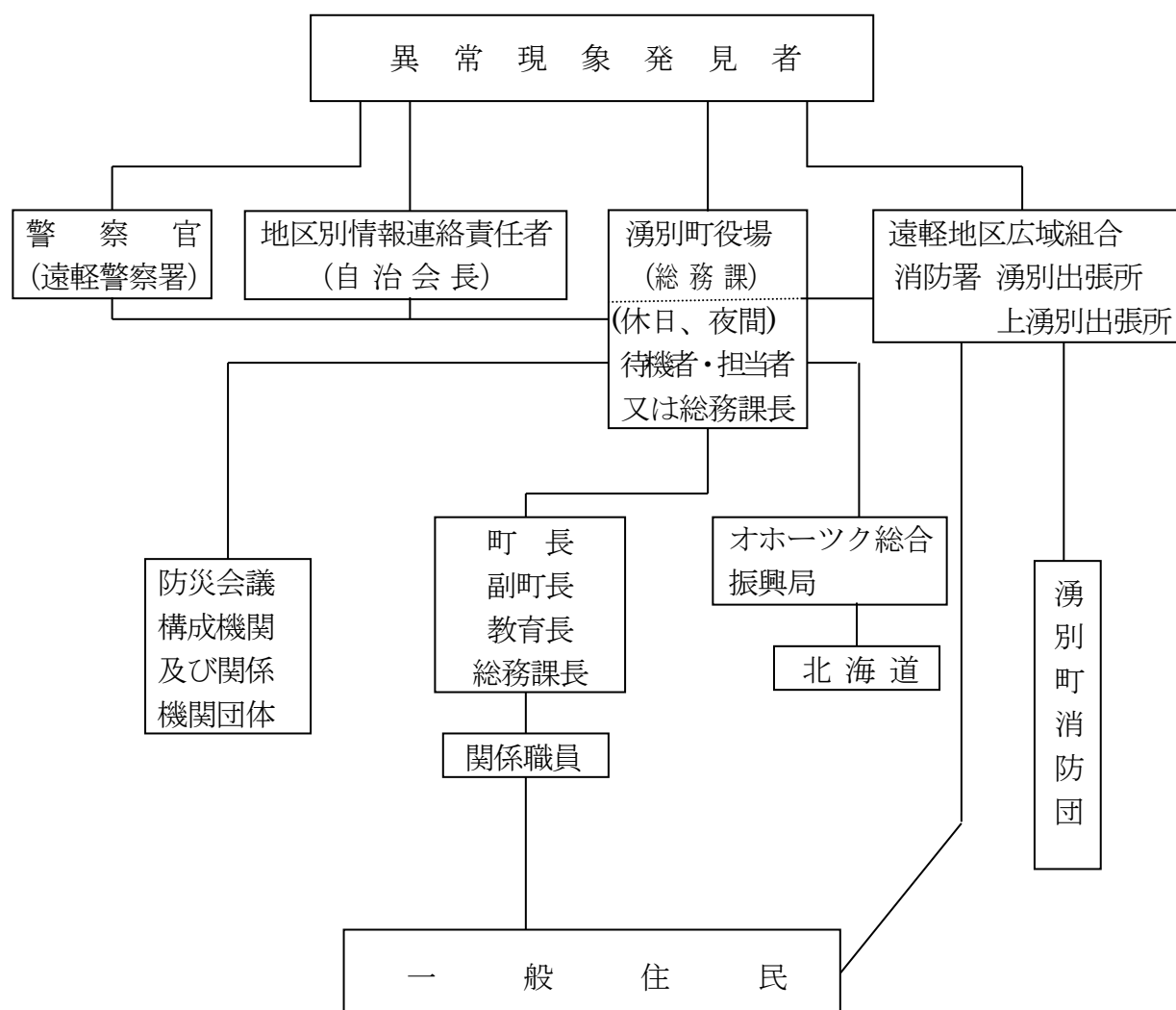
各関係機関は、「本章第1節気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画、別表2 関係機関の連絡先一覧」に掲げる機関とする。

住民への周知は次に示す「災害情報連絡系統図」及び本章第1節の「気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図」又は「津波警報等の伝達系統図」により実施するものとする。

(4) 通信の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は総務課長へ報告し、その指示により事務処理をするものとする。休日、夜間にあつては待機者または担当者が受理し総務課長へ報告し、指示を受けるものとする。

※災害情報連絡系統図



2. 地区別情報連絡責任者

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期するため、各地区別に情報連絡責任者を置く。なお、地区別情報連絡責任者は町内各自治会長が当るものとし、自治会長は地区住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに役場又はその他関係機関に通報するものとする。

3. 災害情報等の収集及び報告

(1) 情報の収集

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各対策部から所管事項について責任をもって行い、集計等は総務対策部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておき、また、災害情報等の調査収集に当って必要なときは、関係地区の地区別情報連絡責任者を通じて迅速に調査収集するものとする。

(2) 情報の報告

災害が発生してから応急措置が完了するまでの情報の報告は、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（オホーツク総合振興局長）に報告するものとする。また、特に関係ある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

なお、通信の途絶等により報告することができない場合又は直接速報基準に該当する場合には、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

この場合において、消防庁から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き行うものとする。

直接報告する場合の連絡先

区 分		平日（9：30～17：45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
回 線	回 線	03-5253-7527 03-5253-7537（F A X）	03-5253-7777 03-5253-7553（F A X）
N T T	消 防 防 災 無 線	7527 7537（F A X）	7782 7789（F A X）
地域衛星通信ネットワーク		T N-048-500-7527 T N-048-500-7537（F A X）	T N-048-500-7782 T N-048-500-7789

【災害情報等報告取扱要領】

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「被害情報等」という）をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象はおおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要するものと思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で湧別町が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、別表 1 の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住宅を除く）については除くものとする。

ア 速 報

被害発生後直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。なお報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の期日等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表 2 の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は(1) 及び(2) による他、法令等の定めに従いそれぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、（別表 2）文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 3 のとおりとする。

5 災害情報等連絡責任者

責任者 — 総務課長、 代理者 — 総務課長補佐

別表 1

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 時 限	月 日 時現在		発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (振興局・市町村名等)	
発 信 担 当 者 (職 ・ 氏 名)	印		受 信 担 当 者 (職 ・ 氏 名)	印
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分		災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 潮 位 波 高 風 速 そ の 他			
交 通 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲 料 水) 電 気 そ の 他			
(1) 災害対策本部 の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法適用 の状況	地 区 名	被害棟数	罹災世帯	罹災人員
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3)避難の状況	避難準備・高齢者等避難開始	地 区 名	被害棟数	人 員	時 間	
		避難勧告					
		避難指示(緊急)					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5)その他措置の状況						
	(6)応急対策 出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市 町 村 職 員	名				
		消 防 職 員	名				
消 防 団 員		名					
その他（住民等）		名					
そ の 他	計			名			
	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時		災害の原因		月 日 時		
災害発生場所		湧 別 町						
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
		月 日 時				月 日 時 分		
項 目		件数等	被害金額（千円）	項 目		件数等	被害金額（千円）	
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名 性別、年齢、原 は、補足資料で 告	道 工 事	河 川 箇 所			
	行方不明	人			海 岸 箇 所			
	重 傷	人			砂防設備 箇 所			
	軽 傷	人			地すべり 箇 所			
計		人			急傾斜地 箇 所			
② 住家被害	全 壊	棟		⑤ 土木被害	道 路 箇 所			
		世帯			橋 梁 箇 所			
		人			小 計 箇 所			
	半 壊	棟			市町村工 河 川 箇 所			
		世帯		道 路 箇 所				
		人		橋 梁 箇 所				
	一部破損	棟		小 計 箇 所				
		世帯		港 湾 箇 所				
		人		漁 港 箇 所				
	床上浸水	棟		下 水 道 箇 所				
世帯		公 園 箇 所						
人		崖くずれ 箇 所						
床下浸水	棟	計 箇 所						
	世帯							
	人							
計		棟 世帯 人		⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出 隻		
③ 非住家被害	全 壊	公共建物	棟		破 損 隻	計 隻		
		その他	棟					
	半 壊	公共建物	棟		漁 港 施設 箇所			
		その他	棟		共同利用施設 箇所			
計		公共建物	棟	その他施設 箇所				
④ 農業被害	農 地	田	流失・埋没等ha	⑦ 林業被害	道 有 林	林 地 箇所		
		畑	浸冠水 ha			治山施設 箇所		
		田	流失・埋没等ha			林 道 箇所		
		畑	浸冠水 ha			林 産 物 箇所		
	農作物	田	ha		そ の 他 箇所			
		畑	ha		小 計 箇所			
	農業用施設	箇所			一 般 民 有 林	林 地 箇所		
		共同利用施設	箇所			治山施設 箇所		
		営農施設	箇所			林 道 箇所		
		畜産被害	箇所			林 産 物 箇所		
		その他	箇所			そ の 他 箇所		
		計				小 計 箇所		
	計					計 箇所		

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施設	一般廃棄物処理 し尿処理	箇所		計		箇所		
	火 葬 場		箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		—
計		箇所		鉄道施設		箇所			
⑨ 商工被害	商 業	件		被害船舶(漁船除く)		隻			
	工 業	件		空 港		箇所			
	そ の 他	件		水 道		戸		—	
	計	件		電 話		回線		—	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所		電 気		戸		—	
	中 学 校	箇所		ガ ス		戸		—	
	高 校	箇所		ブロック塀等		箇所		—	
	その他文教施設	箇所		都市施設		箇所			
計		箇所		計			—		
公共施設被害市町村数				団体		被 害 総 額			
罹災世帯数				世帯		火災発生	建 物	件	
罹災災害者数				人			危 険 物	件	
消防職員出動延人数				人			そ の 他	件	
消防団員出動延人数				人		消防団員出動延人数			
災害対策本部の設置状況	道（支庁）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
備 考									

別表 3

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町の者が隣接したD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死亡欄(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則とその寄宿舍等を1世帯とする。 * 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 定 基 準
② 住家被害	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減耗率を乗じた額とし、家財道具は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住宅が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住宅以外の建物で、この報告中、他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等で公用又は公共の用に供する建物をいう。なお指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害とは、田畑が流失、埋没等のため、農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。 (2)埋没とは粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4)被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するため最小限の復旧に要する費用とし、農産物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
⑤ 土木被害	そ の 他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。
	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 定 基 準
⑤ 土 木 被 害	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規程する砂防設備、同法第 3 条の規程によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 す べ り 防 止 設 備	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路をの損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費の計上をすること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費の計上をすること。
	港 湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林 産 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。

被害区分		判 定 基 準
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公立文教被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の事項で扱う。）
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫ 社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったものの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な警戒区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について定めるものとする。

第1節 重要警戒区域

災害が予想される重要警戒区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1. 重要警戒区域

(1) 水防区域

河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊などで災害が予想され、警戒を必要とする区域。(別表第1表)

(2) 高波、高潮、津波等危険区域

海岸地域で高波、高潮、津波等による災害が予想され、警戒を必要とする区域。(別表第1表)

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地で排水能力以上に増水し、低地で浸水のおそれが見込まれる区域。(別表第1表)

(4) 土石流危険渓流区域

大雨等により、土石流による災害が予想される区域。(別表第1表)

なお、これに準じる渓流は、必要に応じ警戒するものとする。

(5) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

大雨等により、地すべり、がけ崩れ等の災害が予想される区域。(別表第1表)

別表 第1表

災害危険区域一覧表

(1) 水防区域

(平成19年4月現在)

危険区域							予想される被害				整備計画	
町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域(m)	災害の原因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
湧別町	河口より5号地先	湧別川	湧別川	右岸河口より 3.2	1,935	溢水、漏水	834	4	13,000	畑 580ha	開発局	計画検討中
〃	〃	〃	〃	左岸河口より 3.5	2,020	漏水、法面崩壊	8		5,500	220ha	〃	〃
〃	河口より 11号地先	佐呂間川	芭露川	右岸左岸共に河口より 6.7	6,700	溢水、漏水	65	1		140ha	道建設管理部	整備実施中
〃	河口より西 6号地先	ジノツ川	ジノツ川	右岸左岸共に河口より 4.0	4,000	溢水	7			100ha	〃	計画検討中
〃	河口より信部内 419番地先	〃	中の沢川	右岸左岸共に河口より 2.2	2,200	溢水				120ha	〃	〃

(2) 高波、高潮、津波等危険区域

(平成19年4月現在)

危 険 区 域 の 現 況						予 想 さ れ る 被 害				法令等における指定状況						整 備 計 画	
町村名	海岸名	海岸線 危険区 域延長 (m)	指定済 延長 (m)	海岸保 全施設 のある 区域延 長 (m)	災 害 の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路 (m)	その他 (ha)	指定 機関	法令名	指定 年月	指定 番号	危険区域 との関連		実施機関	概要
														全 部	一 部		
湧別町	川 西	2,100	270		高波	1		2,000	畑 62 牧 61	道	海岸法	36. 5	1,228	○		道	計画検討中
〃	港 町 曙 町	1,220	1,220	45	〃	116	2	1,720		〃	〃	36. 5 43. 11	1,228 2,464	○		〃	〃
〃	東	3,904	3,904	99	〃			6,510	畑 14 牧 51	〃	〃	36. 5 45. 11	1,228 2,764	○		〃	海岸保全事 業実施
〃	登栄床	6,026	6,026	3,694	〃	129	3	5,500		〃	〃	36. 5 45. 11	1,228 2,764	○		〃	〃

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

(平成19年4月現在)

危険区域の現況					予想される被害				法律等における指定状況						整備計画	
町村名	地区名	場所	危険区域 面積 (ha)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月	指定 番号	危険区域 との関連 全部 一部		実施機関	概 要
湧別町	芭 露	市街 324 番地付近	5	排水不良	50	8	R 238								町	計画検討中

(4) 土石流危険溪流区域(網走建設管理部調査)

(平成20年4月現在)

地区名	危険箇所名	地区名	危険箇所名	地区名	危険箇所名	地区名	危険箇所名
計呂地	岩間の沢川	東芭露	平井1の沢川	西芭露	小泉橋の沢川	開 盛	大城の沢川
計呂地	20号の沢川	東芭露	佐々木1の沢川	西芭露	西芭露沢川	開 盛	渡辺の沢川
計呂地	佐々木の沢川	東芭露	桑原沢川	上芭露	三浦1の沢川	開 盛	開盛公園の沢川
志撫子	栗田沢川	東芭露	加藤の沢川	上芭露	伊藤の沢川	富 美	望が丘の沢川
志撫子	雨宮の沢川	西芭露	大隈沢川	芭 露	大平の沢川	富 美	南の沢川2の沢川
志撫子	神社左の沢川	西芭露	白田沢川	芭 露	日川の沢川	富 美	大甕の沢
志撫子	稲熊の沢川	西芭露	東海林1の沢川	芭 露	平井の沢川	富 美	熊の沢川下の沢川
志撫子	桑田の沢川	西芭露	西芭露川	芭 露	6号線の沢川	上富美	佐々木の沢川
芭 露	8号線沢川	西芭露	阿部の沢川	芭 露	本間1の沢川	上富美	三谷川
上芭露	志露峠沢川	西芭露	長屋1の沢川	信部内	中の沢小沢川	上富美	上富美橋右の沢川
東芭露	西堀沢側	西芭露	梅沢川	南兵村二区	二十一号沢川	上富美	札富美沢川

(5) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

(平成26年4月現在)

危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況			整備計画	
町村名	区域名	地区名	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	指定年月 (調査)	指定番号	実施機関	概要
湧別町	志撫子	志撫子地区	0.30		1	町道		北海道	H11.12	湧別-崩-5	道	小規模治山事業 実施済
湧別町	志撫子	学校前の沢	2.70	1		町道		北海道	H11.12	湧別-崩-4	道	治山事業 実施予定
湧別町	芭露	ポン川	52.50	17		道道	畑	北海道	H11.12	湧別-崩-6	道	ポン川水源流域 広域保全工事
湧別町	芭露	6号沢	2.70			農道		北海道	H11.12	湧別-崩-1	道	治山事業 実施予定
湧別町	上芭露	牧場の沢1	1.80	1		町道		北海道	H11.12	湧別-崩-2	道	治山事業 実施予定
湧別町	上芭露	牧場の沢2	2.25			農道		北海道	H11.12	湧別-崩-3	道	治山事業 実施予定
湧別町	南兵村 一区	24号の沢A	0.90			町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -1	町	復旧治山事業 実施済
湧別町	北兵村 二区	五鹿山	1.00			町道	公園	北海道	H11.12	上湧別-山 -1	町	小規模治山事業 実施済
湧別町	北兵村 二区	ヌッポコナイ沢	1.80			町道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -2	道	治山事業 実施予定
湧別町	富美	熊の沢1	15.36	10		道道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -3	道	治山事業 実施予定
湧別町	南兵村 一区	24号 の沢B	0.90			町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -4	町	復旧治山事業 実施済
湧別町	開盛	28号沢	9.00			農道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -5	道	治山事業 実施予定

危 険 区 域 の 現 況				予 想 さ れ る 被 害				法 令 等 に お け る 指 定 状 況			整 備 計 画	
町村名	区域名	地 区 名	危 険 区 域 面 積 (ha)	住 家 (戸)	公 共 施 設 (棟)	道 路	その他	指定機関	指 定 年 月 (調 査)	指 定 号	実施機関	概 要
湧別町	開盛	30号沢	4.50			町道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -6	道	治山事業 実施予定
湧別町	上富美	滋賀の沢	1.80			町道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -7	道	治山事業 実施予定
湧別町	上富美	共栄沢	1.50			道道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -8	道	治山事業 実施予定
湧別町	南兵村 一区	25号の沢	1.08			町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -9	道	小規模治山事業 実施済
湧別町	開 盛	開盛公園地先	0.23			町道	神社	北海道	H11.12	上湧別-崩 -10	町	小規模治山事業 実施済
湧別町	南兵村 一区	23号の沢	0.24			町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -11	道	小規模治山事業 実施済
湧別町	富 美	望ヶ丘の沢	0.60	1		町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -12	道	復旧治山事業 実施済
湧別町	上富美	山中の沢	0.45			道道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -13	道	小規模治山事業 実施済
湧別町	開 盛	32号の沢	1.00	1		町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-山 -2	道	小規模治山事業 実施済

(6) 町内の河川

(平成30年4月現在)

ア 一級河川

水系名	水系番号	河川番号	河川名	流路延長 (km)
湧別川水系	4034	10	湧別川	87.0
		50	中土場川	11.0
		60	ヌッポコマナイ川	1.2
		100	富美川	13.0
		310	サナブチ川	17.2

イ 二級河川

水系名	水系番号	河川番号	河川名	流路延長 (km)
佐呂間別川水系	4036	50	芭露川	19.0
		60	キナウシ川	0.6
		120	ポン川	1.0
		210	西の沢川	5.8
		540	志撫子川	10.8
シブノツナイ川水系	4033	10	シブノツナイ川	15.4

第2節 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画に定めるところによるものとする。

1. 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、網走開発建設部遠軽開発事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。

2. 異常降雪時における除雪

異常降雪時において、交通量、消防対策等を充分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

3. 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話（株）北海道事業部は施設の改善、応急対策の強化を図るものとする。

4. 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)遠軽営業所は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

第3節 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害等については、水防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

1. 気象状況の把握

融雪期においては、気象警報等により地域内の降雪状況を適確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況、又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2. 水防区域の警戒

水防区域は事前に状況を把握し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町（土木対策班）及び消防署各出張所は、地域住民の協力を得て既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町（土木対策班、救護対策班）は、関係機関と連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救助方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町（土木対策班）は、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

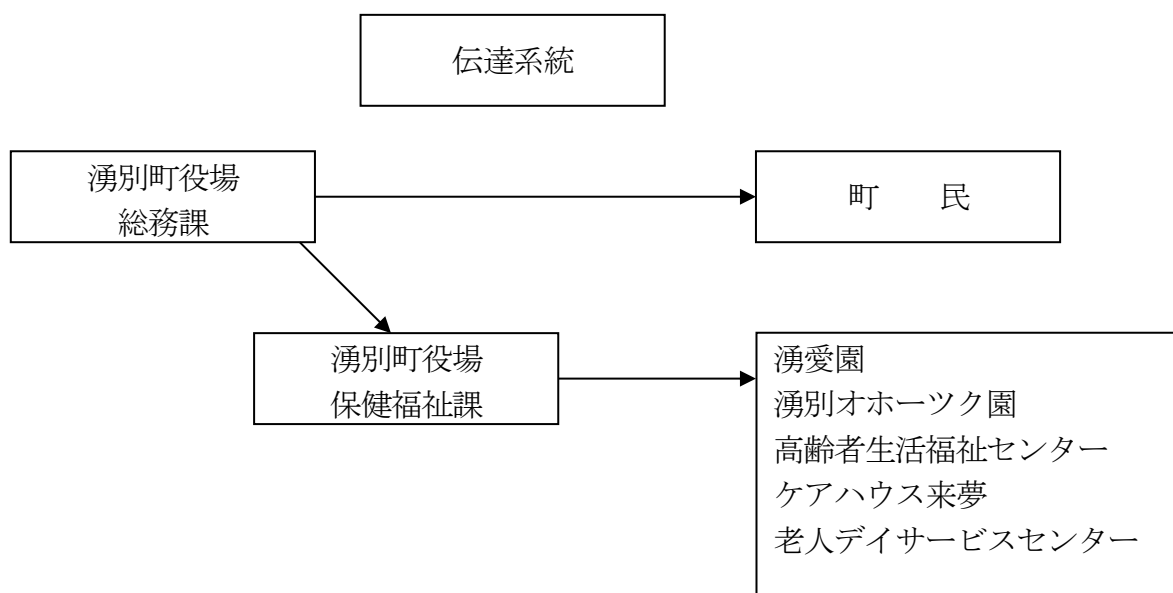
3. 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行い、関係機関、業者と協議し、資機材の確保と効率的な活用を図るものとする。

第4節 水 防 計 画

河川の洪水その他の水害を警戒し、防御し被害を軽減することの計画は、水防法に基づき別に定める「湧別町水防計画」によるものとする。

また、水防法15条に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するための伝達系統は、下記のとおりとする。



第5節 低地の浸水対策計画

降雨、河川の増水、逆流等による低地の浸水等の被害を警戒、防御し及びこれらによる被害を軽減するための活動は、本計画の定めるところによる。

1. 気象状況の把握

関係機関の気象情報、警報等により降雨状況を的確に把握するとともに、台風、低気圧の発生及びその経路、降雨量の推移等の気象状況や満潮や干潮の時間に留意し、出水を警戒する。

2. 低地の浸水危険区域は、事前に状況を把握し、被害の発生や拡大を防ぐため次により万全の措置を講じるものとする。

- (1) 町（総務対策部及び現地対策部）は、地域住民の協力を得て、既往の被害箇所その他浸水危険区域を中心に巡回し、警戒するものとする。
- (2) 町（現地対策部）は、関係機関と連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救助方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町（現地対策部）は、芭露市街地区の排水路の増水状況を把握し、必要に応じ排水ポンプを起動し、内水面の水処理の効果を上げるよう努める。
- (4) 排水ポンプの起動は、原則として町が行うが、早急に起動が必要な場合は消防署湧別出張所に依頼し起動するものとする。
- (5) 排水ポンプ施設の運用については「芭露地区排水ポンプ場運用要領」によるものとする。
- (6) 町は（総務対策部）は、必要に応じ、網走開発建設部が所有する排水ポンプ車、照明車及びその他対策資機材による支援を要請するものとする。

3. 町長は、低地の浸水対策活動を迅速かつ効率的にするため、芭露排水ポンプ施設や水防資機材の整備点検を行い、関係機関、業者と協議し、資機材の確保と効率的な活動を図るものとする。

第6節 消 防 計 画

この計画は、火災の発生を予防し又火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、消防組織及び火災予防対策、警戒計画等に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 消防機関及び職（団）員の配置

湧別町消防団

(1) 平常時の組織



(2) 非常災害時の組織



2. 消防施設の状況

区分 <	
---	--

3. 予防計画

火災を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等防火思想の普及を推進する。

(1) 防火思想の普及

火災の予防運動を年2回実施し、街頭広報、防火チラシとポスターの配布、映画会、講習会等を行うほか、火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。

(2) 予防査察

ア. 定期査察	年4回
イ. 臨時査察	強風時、乾燥期に警戒巡視を兼ねる。
ウ. 防火対象物	年2回
エ. 危険物を対象とする査察	随 時
オ. その他	随 時

4. 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報

気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 火災警報発令基準

実効湿度が66%以下であって最小湿度が40%以下となり、最大風速が14m/s以上のとき。

(3) 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、消防署出張所長は別表1の消防信号により住民に周知徹底を図るものとする。

5. 警防活動

(1) 招集計画

消防署出張所長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、及びその他警戒警備等のために、職員、団体の全部を招集する場合、サイレン吹鳴によるほか電話によって招集する。なお参集はあらかじめ指定された署所に速やかに参集するものとする。

(2) 出動計画

消防出動は、火災出動、警戒出動、救護出動、水防出動及び応援出動とし、地域の特殊性、異常気象時等を考慮し、あらかじめ出動計画をたて、消防団出動の適正運用を図るものとする。

ア. 火災出動

火災を覚知したとき。ただし偵察、車両火災等の場合で出張所のみで十分であると判断したときは、この出動を縮小できる。

イ. 警戒出動

警戒出動は、火災とまぎらわしい事態を発見又は受報したとき出張所長の指令により現場に近い署所が出動する。

ウ. 救助出動

救助出動は、火災その他の災害により、人命の救出、救助を要するとき出張所長の命令により救助隊を編成し出動する。

エ. 水防出動

水防出動は、台風又は集中豪雨により、水害の発生又は発生が予想されるとき町長の要請により署員が出動する。

6. 隣接市町村（組合）相互応援計画

町内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町村から応援を必要とするときは相互応援協定に基づき出動を要請する。

要 請 先			協定締結年月日	備 考
市町村（組合）	担当窓口	電 話		
網走地区消防組合	消防本部	0152-43-2220	昭和 47 年 9 月 25 日	
北見地区消防組合	消防本部警防課	0157-24-3311	昭和 62 年 12 月 21 日	
紋別地区消防組合	消防本部	0158-24-2845	昭和 62 年 12 月 21 日	
上川中部消防組合	消防本部	01658-2-1104	昭和 62 年 12 月 21 日	

別表 1

消 防 信 号

消防法施行規則 34 条

区分方法	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から 800m 以内のとき	○-○-○-○-○ (連 点)	約 3 秒 ○- ○-○- 約 2 秒(短声連点)	
	出場信号 署所団出場区域内	○-○-○ ○-○-○ (3 点)	約 5 秒 ○- ○-○ 約 6 秒	
	応援信号 署所団特命応援出 場のとき	○-○ ○-○ ○-○ (2 点)	同 上	
	報知信号 出場区域外の火災 を認知したとき	○ ○ ○ ○ ○ (1 点)		
	鎮火信号	○-○-○ ○ ○-○ (1 点と 2 点の斑打)		
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区域内	○-○-○ ○-○ (3 点と 2 点の斑打)	約 10 秒 ○- ○- 約 2 秒	
	応援信号 署所団特命応援出 場のとき	同 上	同 上	
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○ (1 点と 4 点の斑打)	約 30 秒 ○- ○- 約 6 秒	掲示板 火災警報発令中 赤地に白字 形状及び大きさは、適宜とする。
	火災警報解除信号	○ ○ ○-○ ○ ○ ○-○ (1 点 2 ヶと 2 点の斑打)	約 10 秒 約 1 分 ○- ○- 約 3 秒	口頭伝達、掲示板撤去、吹流し及び旗の降下
演 集 習 信 召 号	演習召集信号	○ ○-○-○ ○ ○-○-○ (1 点と 3 点の斑打)	約 15 秒 ○- ○- 約 6 秒	
備 考	1. 火災警報発令及び火災警報解除信号は、それぞれの 1 種又は 2 種以上を併用することができる。 2. 信号継続時間は適宜とする。 3. 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

第7節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と協同で行う防災に関する知識及び技術の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は本計画の定めるところによる。

1. 防災訓練の実施

防災訓練は図上訓練と実施訓練の2種類とし、関係機関との緊密な連携協議の上訓練計画を作成し実施するものとする。

(1) 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の訓練を実施するものとする。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、芭露排水ポンプ場の操作、水位、雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報及び通報のほか、消防機関に要請して職員、団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町の応援要請、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報及び情報連絡等を折り込んだ訓練を実施する。

ウ 避難訓練

水防訓練と消防訓練と合せて、避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水及び給食等を折り込んだ訓練を実施する。

エ 災害通信訓練

有線、無線等をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する

オ 非常招集訓練

災害対策本部各班員、消防機関の招集訓練を行う。

カ 総合訓練

あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

キ その他防災に関する訓練

(2) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第 8 節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食糧、飲料の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

1. 食糧等の確保

(1) 町は、食糧等の備蓄は、基本的に各年度において保存期間を考慮しながら、予算の範囲内で均等に年次的に備蓄することとする。

また、保存期限が 1 年を切った食糧については、地域での避難訓練や自主防災組織の研修などで配布し、地域での活用に資することによって、防災意識の高揚を図る。

(2) 町は、あらかじめ食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関し、協定するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

(3) 道は、「災害時における応急用米穀の取扱い」及び「災害時等における乾パンの取扱要領」により、北海道農政事務所長と協議の上、米穀及び乾パンの確保に努めるとともに、民間企業との協定等により町からの支援要請があった場合に備える。

(4) 道及び町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3 日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

2. 防災資機材の整備

町は、災害時の応急対策活動や避難所運営等に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷地において発生した場合の対策として暖房器具等の整備に努める。

3. 備蓄倉庫等の整備

町は、災害時に、備蓄物資の供給対象者に対し、すみやかに必要な物資が適宜配分できるよう、災害時の指定避難所等に分散して物資を配備する防災資機材倉庫の整備に努める。

第9節 町民の心構え

阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、町民は、自らの身の安全は自ら守るのが基本であることの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをよりいっそう充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

地震や津波等の災害発生時に、町民は、家庭または職場などにおいて、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1. 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- イ 建物の補強、家具の固定をする。
- ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- エ 飲料水や消火器の用意をする。
- オ 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- キ 隣近所と地震等の災害時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、荷物は最小限にする。
- ク みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

(3) 緊急地震速報利用の心得

- ア 緊急地震速報を見たり聞いたり入手した場合、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まずわが身の安全を確保する。

2. 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常所持品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同志で協力しあうこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

(3) 緊急地震速報利用の心得

- ア 緊急地震速報を見たり聞いたり入手した場合、職場内に周知・広報するとともに、入場者とともに身の安全を確保する。

3. 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第 10 節 防災思想普及計画

防災諸活動を円滑に行い、かつ防災の成果をあげることを目的として、防災関係者及び一般住民に対し行う災害予防、応急対策等の防災知識の普及に関する防災思想普及計画については、次のとおりとする。

1. 普及の方法

防災知識の普及は、次の方法によって行う。

- (1) 各種防災訓練行事への参加
- (2) 広報紙、リーフレット等の配布
- (3) 広報車の巡回
- (4) その他

2. 普及を要する事項

- (1) 湧別町地域防災計画の概要
- (2) 主要災害の概況
- (3) 気象知識
- (4) 防災の心得
 - ア 大雨洪水及び地震、津波等の発生時の措置
 - イ 避難時の措置（避難所、携帯品等）
 - ウ 罹災後の応急措置
 - エ その他
- (5) 火災予防の心得
- (6) その他必要な事項

3. 自主防災組織の普及

地震等の大災害発生時に、その被害を最小限におさえるためには、防災関係機関と相俟って、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられることから、防災意識の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に行うため、自治会組織等を生かした自主防災組織の普及を図る。

(1) 組織化普及の要件

自主防災組織は、地域住民が最も効果的な防災活動を行えるよう、地域の実情にあわせてその規模を設定する必要がある、設定にあたっては次の要件を考慮する。

- ア 住民の連帯感に基づき、地域の防災活動を効果的に行えること。
- イ 住民の日常生活において、基礎的な地域としての一体性を有すること。
- ウ 地域住民の隣保精神に基づいて設置される自治会組織等を対象とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うため、組織内の役割分担の明確化と組織の規模や実情に応じて編成を促す。

ア 基本的な組織編成

- ①情報連絡班 災害情報の収集伝達
- ②防火指導班 出火防止と消火器などによる初期消火

③避難誘導班 住民の掌握と避難誘導

イ 地区別情報連絡責任者は、「第3章第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」により自治会長としており、情報連絡が迅速に行える組織編成を促すものとする。

(3) 組織の活動

自主防災組織の活動にあたっては、次の事項に則した活動を促進させる。

特に、避難行動要支援者等の要配慮者に対しては、平常時から実態を把握しておくとともに、災害時には地域住民の協力のもとに早期に避難させるものとする。

ア 平常時の活動

- ①防災知識の普及
- ②地域、家庭の安全点検
- ③消火器等防災用資機材の点検整備
- ④防災訓練の実施

イ 災害時の活動

- ①災害情報の収集伝達
- ②出火防止及び初期消火
- ③住民の避難誘導
- ④救出救護活動の実施
- ⑤避難所の開設・運営
- ⑥給食・救援物資の配布及びその協力

(4) 自主防災組織の育成指導

町は、防災思想の普及と自主防災組織の普及啓発のため、消防署湧別出張所及び上湧別出張所と連携を取りながら、地域住民組織等への働きかけを行い、組織化及び組織の育成指導を図る。なお、その際、女性の参画に努めるものとする。

第 11 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」により、その支援体制の整備を図る。

第 1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このため、町、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1. 町の対策

町は、福祉担当課と防災担当課との連携の下、災害発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行い、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿の適切な管理に努めるものとする。

（1）避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に定める。

- ア 要介護 3 以上の認定を受けている者
- イ 重度の障害者
- ウ 上記以外で支援を希望し、町長が避難支援等の必要を認めた者

（2）避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（3）避難支援等関係者

町は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供するも

のとする。

ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、平常時から名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

ア 消防機関

イ 警察機関

ウ 民生委員・児童委員

エ 社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ 自治会

キ その他避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に定める団体等

（４）名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

（５）名簿の更新

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

（６）名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

（７）緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

（８）避難支援体制の確立

ア 町は、避難行動要支援者に対する避難支援等を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等を定める個別計画の策定に努めるものとする。

イ 町は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 町は、収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(9) 防災教育・訓練の充実等

町は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(10) 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2. 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

3. 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生

時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災意識・防災教育の実施

第2 援助活動

町は、避難行動要支援者の安否確認等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1. 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(3) 避難所等への移送

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第 12 節 業務継続計画の策定

災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

1. 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市町村自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2. 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3. 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して住民の安全と被害者の保護を図るための計画である。

第1節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防署各出張所及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1. 応急措置実施責任者

法令上、実施責任者として定められているものは次のとおりである。

- ア 北海道知事 (基本法第 70 条)
- イ 警察官等 (基本法第 63 条第 2 項)
- ウ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第 77 条)
- エ 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第 80 条)
- オ 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (基本法第 62 条)
- カ 水防管理者 (町長)、消防機関の長 (水防法第 17 条及び第 21 条)
- キ 消防署出張所長、消防団長 (消防法第 29 条等)

2. 町の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特別に必要があると認めるときは、基本法第 63 条の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は本町の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するための必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、木材その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

尚、この場合においては、基本法第 82 条及び基本法施行令第 24 条の規定に基づき措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有に対する周知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、木材その他の物件（以下「工作物」という）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければな

らない。この場合占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を湧別町公告式条例（平成 21 年湧別町条例第 3 号、以下「公告式条例」という）を準用して町役場掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形式及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 他の市町村長に対する応援の要請等

ア 町長は本町の地域に係る災害が発生したとき、本町のみでは十分な応急措置を実施できない場合は「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に対し応援を求めることができる

イ 応援の種類

- ① 食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- ② 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん
- ③ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- ④ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

ウ 応援の要請の手続き

町長は次に掲げる事項を明らかにして、道を経由して要請する。

- ① 被害の種類及び状況
- ② イの①②に掲げるものの品名、数量等
- ③ イの③に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- ④ イの④に掲げる職員の職種別人員
- ⑤ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑥ 応援の期間
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

エ 応援の経費の負担

応援に要した経費は、本町が負担する。

オ 他の市町村への応援

他の市町村で災害が発生し、応援を求められた場合は、同協定に基づき応援を行うものとする。

(4) 北海道知事に対する応援の要請等

町長は本町の地域に係る災害が発生した場合において、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(5) 住民等に対する緊急従事指示等

- ア 町長は本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の地域住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第 65 条)
- イ 町長及び消防署出張所長は水防のためやむを得ず必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第 17 条)
- ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第 29 条第 5 項)
- エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場附近にある者に対し、緊急業務に協力することを求めることができる。(消防法第 35 条の 7 第 1 項)
- オ 町長等は前各号の応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

3. 救助法適用の場合

救助法適用の場合は次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は知事が行う。ただし救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその事務の一部を町長が委任を受けて実施する。

(2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- (ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
- (ロ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (ハ) 医療及び助産
- (ニ) 災害にあった者の救助
- (ホ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (ヘ) 生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与
- (ト) 学用品の給与
- (チ) 埋葬
- (リ) 死体の捜索及び処理
- (ニ) 障害物の除去
- (シ) 輸送及び人夫雇上げ

イ 救助の程度、方法及び期間は応急救助に必要な範囲内において知事がこれを定める。

(3) 救助法の適用手続及び適用基準

町長は本町の地域に係る災害に関し、その被害が別表の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにオホーツク総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

(4) 救助の期間、費用の限界及び帳簿

避難、救助、給水、食糧供給、医療生活必需品物資供給、応急仮設住宅応急修理、助産、輸送、障害物の除去、死体の搜索、処理、埋葬及び文教対策計画の救助の実施期間、費用の限度額は、救助法施行細則の定めるところによる。

救助法の適用基準

被害区分 市町村の人口	町 の 単 場 合	被 害 が 相 当 広 範 囲 な 場 合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅失した 場合等
	住宅滅失世帯数	住宅滅失世帯数	
湧 別 町 5,000 人以上 15,000 人未満	40 戸	20 戸	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にある と認められたとき

摘 要

1 住宅被害の判定基準

(1) 滅失………全壊、全焼、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。

ア. 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。

(2) 半壊、半焼………2 世帯で滅失 1 世帯として換算

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも。

ア. 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

(3) 床上浸水………3 世帯で滅失 1 世帯として換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって 1 世帯とする。

(3) 旅館の住込女中等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

第2節 動 員 計 画

災害が発生し、又は災害が予想される応急措置を迅速かつ適確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

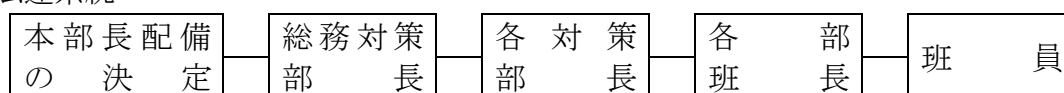
1. 動員の配備、伝達系統と方法

(1) 本部職員に対する伝達方法

ア 平常執務時の伝達方法

本部長の配備の決定により、本部の配備体制に従って総務対策部長（総務課長）が各部班長に対し、庁内放送及び口頭で行う。

※伝達系統



イ 休日又は退庁後の伝達方法

待機者または在庁者は次の情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長、職員に通知するものとする。

- (ア) 気象情報等が関係機関から通報されたとき。
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 異常現象の通報があったとき。

※待機者または在庁者による伝達系統



2. 職員の非常登庁

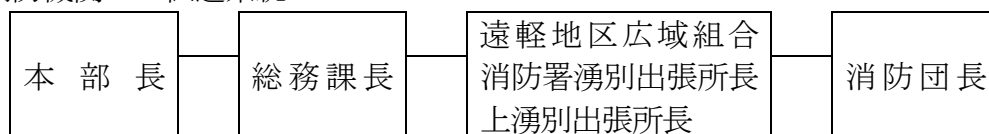
職員は勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生しあるいは災害のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、放送機関に依頼してテレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

3. 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

※消防機関への伝達系統



第3節 災害広報計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

1. 災害情報等の収集方法

災害情報の収集については「第3章災害情報通信計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 連絡記録班派遣による災害現場の取材
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2. 災害情報等の発表方法

- (1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て、総務対策部長（総務課長）がこれにあたる。

- (2) 住民に対する広報及び内容

一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら次の方法により行うものとする。また、避難行動要支援者に配慮し、多様な手段を利用して伝達に努めるものとする。

- ア 新聞、テレビ、ラジオ等の利用
- イ 広報紙、チラシの利用
- ウ 広報車、防災情報伝達施設（屋外スピーカ）等の利用
- エ 町防災メール配信システムの利用
- オ 緊急速報メールの利用
- カ インターネットの利用

- (3) 広報内容は、次のとおりとする。

- ア 避難情報及び避難場所・避難所
- イ 災害応急とその状況
- ウ 災害復旧対策とその状況
- エ 災害地を中心とした交通に関する状況
- オ その他必要な事項

- (4) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別、名称及び発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 住民に対する避難勧告指示の状況

カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

(5) 対策本部職員に対する周知

総務班は災害状況の推移を対策本部職員に対し周知、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(6) 各関係機関に対する周知

総務班は必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者に対して災害情報を提供するものとする。

3. 被災者相談所の開設

町長は必要と認めたときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応じるものとする。

第 4 節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を保護するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを勧告し或いは指示し、避難場所を開設するための計画及び生命若しくは、身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者を救出し、保護することに関する計画は次に定めるところによる。

1. 避難計画

(1) 避難実施責任者及び措置の内容

風水害、火災、山（崖）くずれ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められるときは、避難実施責任者は次により避難勧告等を行う。

特に町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援プランの作成などにより避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

ア 町長（基本法第 60 条、水防法第 29 条）

(ア) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの勧告又は指示、立退先の避難場所の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、的確に避難勧告等を実施し、伝達が可能となるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備を図るものとし、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

(イ) 町長は、避難のための立退きの勧告又は指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(ウ) 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

(エ) 避難勧告等は、広報車、防災情報伝達施設（屋外スピーカ）、町防災メール配信

- システム等の伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。
- イ 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- （ア）知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の住民に対し立退きの指示をすることができる。
- （イ）知事は、災害の発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。
- （ウ）オホーツク総合振興局長は町長から避難のための立退勧告、指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。
- また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道防災計画第5章第8節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。
- ウ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- 警察官又は海上保安官は、アの（ア）により町長から要請があったとき、又は町長が立退指示することができないと認めるときは、立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。
- エ 自衛隊（自衛隊法第94条等）
- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。
- この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。
- （ア）住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- （イ）他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- （ウ）警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- （エ）他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- （オ）住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

（2）避難実施責任者の職務代理者

- 災害発生時における避難実施責任者である町長の職務代理者の順位は次の通りとする。
- ア 町長が指示する暇がない時、又は町長から要請があったときの職務代理者は副町長とする。
- イ 副町長が指示する暇がない時、又は副町長から要請があったときの職務代理者は総務課長とする。
- ウ 総務課長が指示する暇がない時、又は総務課長から要請があったときの職務代理者は湧別町課設置条例(平成21年条例第8号)第1条に規定する課の長の順番とする。

（3）避難措置における連絡及び協力

ア 連絡

知事（オホーツク総合振興局長）、町長、遠軽警察署長及び紋別海上保安部長は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のための立退きを勧告し、又は指示した場合は相互にその旨を連絡するものとする。

イ 協力、援助

(ア) 北海道警察（遠軽警察署）

警察署長は、町長が行う避難勧告等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

(イ) 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）

避難勧告等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。

(4) 避難勧告等の基準

種 別	基 準
避難準備・高齢者等避難開始	1. 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき
避難勧告	1. 津波警報又は津波注意報が発表されたとき 2. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
避難指示（緊急）	1. 大津波警報（特別警報）が発表されたとき 2. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められたとき 3. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

(5) 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

ア 避難勧告、避難指示（緊急）事項

(ア) 避難先

(イ) 避難経路

(ウ) 避難の理由

(エ) 注意事項

(A) 携帯品は限られたものだけとする。

（食糧、水筒、タオル、着替、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）

(B) 服装は軽装として帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行

(C) 避難後の戸締り

(D) 火器に注意し、火災が発生しないようにする。

(E) 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

イ 避難準備・高齢者等避難開始の周知事項

避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

ウ 伝達方法

避難行動に確実に結びつけるため、避難行動要支援者に配慮するなど、多様な手段を利用して伝達に努める。

(ア) 避難信号による伝達

消防信号及び水防信号に定める危険信号によるものとする。

(イ) 放送局（NHK、民間放送局）に対し避難勧告等が発令した旨を連絡し、関係

住民に周知するよう依頼する。

(ウ) 防災情報伝達施設（屋外スピーカ）による伝達

(エ) 電話による伝達

電話による官公署、事業所等に伝達する。

(オ) 広報車による伝達

町及び消防機関の広報車を利用し、当該地区を巡回して周知する。

(カ) 伝達員による個別伝達

避難勧告等を発令したときが夜間、停電時、風雨がはげしい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等班を編成し、個別に伝達するものとする。

(キ) 町防災メール配信システムによる伝達

(ク) 北海道防災情報システムによる伝達

(6) 避難場所

避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所に区分し、災害の種別、避難人口等により指定するが、災害の規模や情勢により避難が困難な場合は、他の場所、施設を速やかに指示する。

ア 指定緊急避難場所

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす以下の施設または場所を指定緊急避難場所として指定する。（基本法第49条の4）

地区名	施設名	収容人員 (人)	所在地	災害の種別（○印が使用可能）					備考
				地震 災害	洪水 災害	土砂 災害	津波 災害	大規模 な火事	
湧別市街地区	町民憩の広場	10,500	栄町154-1	○		○		○	
	湧別運動公園	32,180	東37-1	○		○		○	
	湧別小学校グラウンド	14,300	錦町211-1	○		○	○	○	
	湧別中学校グラウンド	15,200	錦町223	○		○	○	○	
芭露地区	湖陵中学校グラウンド	12,200	芭露411	○		○		○	
	御園山公園	—	芭露872-1	○				○	
登栄床地区	レイクバレスグラウンド	5,300	登栄床154-3	○		○		○	
中湧別地区	5の3公民館駐車場	7,500	北兵村三区497-1	○		○		○	
	五鹿山公園（スキー場）	—	北兵村二区100	○	○	○		○	
	北町広場	3,500	中湧別北町33	○		○		○	
	文化センターTOM駐車場	7,600	中湧別中町3020-1	○	○	○	○	○	
	中湧別野球場	15,700	中湧別南町905	○		○		○	
	中湧別小学校グラウンド	13,600	中湧別南町914	○	○	○		○	
	5の1自治会グラウンド	6,000	北兵村一区78	○		○		○	
	湧別高等学校グラウンド	50,000	中湧別南町846-2	○		○		○	
上湧別地区	かみゆうべつチューリップ公園駐車場	33,400	北兵村一区590	○		○		○	
	上湧別中学校グラウンド	25,600	上湧別屯田市街地1-1	○	○	○		○	
	上湧別小学校グラウンド	14,800	上湧別屯田市街地98-1	○	○	○		○	
	上湧別ソフトボール場	10,200	上湧別屯田市街地68	○		○		○	
	4の2自治会グラウンド	4,500	南兵村二区109	○		○		○	
	開盛小学校グラウンド	11,200	開盛462-3	○	○	○		○	
	富美小学校グラウンド	9,700	富美568	○				○	

イ 指定避難所

町長は、災害が発生した場合に、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるため、以下の施設を指定避難所に指定する。（基本法第 49 条の 7）なお、指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができるものとする。（基本法第 49 条の 8）。

(ア) 津波避難所

施 設 名	所 在 地	収容人員 (人)	標 高 (m)	避難対象地区
湧別中学校	錦町 223	1,100	6.8	港町、曙町
湧別小学校	錦町 211-1	1,100	6.0	緑町
文化センターTOM	中湧別中町 3020-1	1,100	15.7	栄町
川西地区公民館	川西 331	190	6.5	川西
社会福祉会館	中湧別南町 911	670	15.9	登栄床・東（一部）
芭露畜産研修センター	芭露 248-5	520	11.8	芭露（一部）
ファミリー愛ランドユウ	志撫子 6-2	170	30.3	芭露（一部）、 志撫子（一部）
志撫子地区公民館	志撫子 435-1	100	8.1	志撫子（一部）
計呂地地区活性化センター	計呂地 197	200	4.1	計呂地（一部）
湧別総合体育館	栄町 155-1	1,200	4.1	一時避難先
登栄床地区防災センター	登栄床 154-3	200	3.2	一時避難先

(イ) 洪水避難所

施 設 名	所 在 地	収容人員 (人)	標 高 (m)	避難対象地区
中湧別小学校	中湧別南町 914	1,000	15.0	港町、曙町、緑町、栄町、 錦町、5 の 3
中湧別総合体育館	中湧別南町 905-2	1,350	15.6	
信部内地区会館	信部内 164-1	130	10.7	川西、信部内、旭
旭農業センター	旭 220	55	24.2	
登栄床地区防災センター	登栄床 154-3	200	3.2	登栄床、東
東研修センター	東 471	210	7.7	
東福祉の家	東 472-1	120	7.7	
芭露畜産研修センター	芭露 248-5	520	11.8	芭露、志撫子、計呂地
ファミリー愛ランドユウ	志撫子 6-2	170	30.3	
計呂地地区活性化センター	計呂地 197	200	4.1	
上芭露地区公民館	上芭露 607	200	27.6	上芭露、東芭露、西芭露
東芭露地区公民館	東芭露 532	50	60.6	
西芭露ふるさとセンター	西芭露 377	100	76.0	
五鹿山公園（スキー場）	北兵村二区 100	100	25.7	東町、北町、中町
文化センターTOM	中湧別中町 3020-1	1,100	15.7	
社会福祉会館	中湧別南町 911	670	15.9	南町
上湧別中学校	上湧別屯田市街地 1-1	1,100	23.9	5 の 1、屯市、4 の 3、 4 の 2、4 の 1
上湧別小学校	上湧別屯田市街地 98-1	850	31.5	
上湧別農村環境改善センター	上湧別屯田市街地 67-8	670	29.0	
上湧別コミュニティセンター	上湧別屯田市街地 318	430	29.1	開盛
開盛住民センター	開盛 1018-9	280	58.6	
開盛小学校	開盛 462-3	380	62.1	富美、上富美、札富美

(ウ) 雪害避難所

施 設 名	所 在 地	収容人員(人)
保健福祉センター	栄町112-9	180
湧別総合体育館	栄町155-1	1,200
芭露畜産研修センター	芭露248-5	520
芭露地区会館	芭露309-1	260
ファミリー愛ランドユウ	志撫子6-2	170
計呂地地区活性化センター	計呂地197	200
上湧別コミュニティセンター	上湧別屯田市街地318	430
文化センターTOM	中湧別中町3020-1	1,100
5の3公民館	北兵村三区497-1	380

(エ) 福祉避難所

施 設 名	所 在 地	運営法人名
特別養護老人ホーム オホーツク園	東 41-1	社会福祉法人 湧別福祉会
サポートセンターばろう	芭露 2334-2	社会福祉法人 湧別福祉会
特別養護老人ホーム 湧愛園	上湧別屯田市街地 336-1	社会福祉法人 上湧別福祉会

ウ 避難場所の確保

町内で避難所等の確保が困難な場合は、第5章第1節応急措置実施計画に規定する他の市町村に対する応援要請に基づき、近隣市町村に施設等の提供を受け、避難所等を確保する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(7) 避難方法

ア 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たる。

避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等避難支援プランを整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町長は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

イ 移送の方法

(ア) 小規模な場合

避難は、各個が行うことを原則とする。但し、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

(イ) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。

(8) 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

(9) 指定緊急避難場所の開設

町長は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(10) 指定避難所の開設

ア 町長は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ 町長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 町長は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(11) 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力ものと町が適切に行うものとする。

ア 町は、避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

イ 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じ

るよう努めるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

ウ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

エ 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

オ 町は、避難者の健全な生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

カ 町は、必要に応じ、避難場所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

キ 避難所における個人情報の取扱について、十分留意するものとする。

ク 避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ管理に当たらせる。又、連絡員は本部との情報連絡を行う。

(12) 北海道（オホーツク総合振興局）に対する報告

ア 避難勧告等を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、オホーツク総合振興局に対しその旨報告する。

（町長以外の者が発令をした場合は町長経由とする。）

イ 避難所を開設したときは知事（オホーツク総合振興局）にその旨報告する。

○避難所開設の日時、場所及び施設名

○開設期間の見込み

○収容状況及び人員

○炊き出し等の状況

2. 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長（災害救助法の適用を受け知事の委任を受けた場合を含む）は警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難の場合は自衛隊の災害派遣要請計画に定めるところにより、オホーツク総合振興局長に派遣要請する。

(2) 救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当する者とする。

ア 火災の際火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷になった場合

ウ 水害により家屋とともに流され、又孤立地点に残された場合

エ 自動車等の大事故が発生した場合

第5節 食糧供給計画

災害時における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食糧及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。なお、計画の実施に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

1. 主要食糧供給計画

(1) 実施責任者

供給の責任者は、災害対策本部長（避難所設置班）であるが、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

なお、主要食糧の確保は商工会の協力を得て対応する。

(2) 供給の対策

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。

イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合。

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合。

(3) 供給の方法及び手続等

町長は災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保についてオホーツク総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

2. 副食調味料供給計画

(1) 実施責任者

災害時における炊き出し、給食のための調味料、副食等は災害対策本部長（避難所設置班）が調達する。

副食調味料の確保については、避難所設置班が、商工会、農協、漁協の協力を得て行う。

(2) 調達方法

副食、調味料の町内における調達が不可能であり、又は必要数量を確保できない場合にあっては、オホーツク総合振興局長を経由して知事に対してその斡旋を要請する。

3. 炊き出し計画

(1) 実施責任者

炊き出しの給与は災害対策本部長（町長）が行うが、その事務は避難所設置班が行うものとする。

(2) 協力団体

自治会及びボランティア団体の協力を得るものとする。

(3) 炊き出しの対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受けて炊事のできない者

ウ 災害応急対策に従事している者

(4) 業者からの購入

町において直接炊き出しをすることが困難な場合で、米飯提供業者で注文することが可能と認められるときは、炊き出しの基準等を明示して、町内の米飯提供業者より購入して供給する。

4. 乳幼児に対する食料品は、最寄りの食料品店及び農協店舗より調達する。

第6節 衣料生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。なお、計画の実施に当たっては、避難行動要支援者に配慮するようにする。

1. 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保については知事の委任において町長が実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、避難所設置班が行うものとし、物資の調整が困難なときは、知事に斡旋調達するものとする。

2. 実施の方法

- (1) 次に掲げるものについては、災害状況に応じて給与又は貸与を行うものとする。
 - ア 災害により住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。
 - イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を失い、日常生活を営むことが困難と思われる者。

3. 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝 具
- イ 外 衣
- ウ 肌 着
- エ 身の回り品
- オ 炊事道具
- カ 食 器
- キ 日 用 品
- ク 光熱材料

4. 衣類、生活必需品の調達

災害の規模に応じて町内の各衣料品及び日用品取扱店を調達先とする。
 なお、調達困難な場合は知事に要請して、調達するものとする。

5. 給与又は貸与の方法

- (1) 地区取扱責任者
 救援物資の給与又は貸与は、各自治会長の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 給与又は貸与台帳
 救援物資の給与又は貸与にあたり、次の簿冊を備えその経過を明らかにして処理するものとする。
 - ア 世帯構成員別被害状況 (様式1)

- イ 物資購入（配分）計画書 （様式 2）
 ウ 物資受払簿 （様式 3）
 エ 物資給与及び受領簿 （様式 4）

様式 1

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日													
被害別 \ 世帯構成員別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯	計	小学校	中学校
全壊（焼）													
流失													
半壊（焼）													
床上浸水													

様式 2

物資購入（配分）計画書

品名	単価	世帯区分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				4人世帯				5人世帯				計			
			円				円				円				円				円				円			
			数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																										

様式 3

物資受払簿

品名					
年月日	摘要	受	払	残	備考

様式 4

物資給与及び受領簿

住宅被害程度区分		
----------	--	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住 所

世帯主

印

給与年月日	品 名	数量	備考	給与年月日	品 名	数量	備考

第7節 給 水 計 画

災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が不可能となった場合、住民に最小限の飲料水を供給するための応急給水は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

応急給水は上下水道対策班が実施する。上下水道対策班員は、相互連絡を密にし浄水の確保と給水に万全を期するものとする。なお救助法が適用され知事の委任を受けた場合も同様とする。

2. 給水方法

上下水道対策班はオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地への給水を行う。

(1) 水道施設に被害のない場合

消防水槽車により、上水道の水を給水する。

(2) 水道施設のうち給配水管にのみ被害のあった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、消防水槽車及び給水用資機材により搬送給水する。

(3) 水源井を含む水道施設全部が被災した場合

湧水、表流水をろ水器によりろ水し、消毒薬で滅菌処理して給水するほか、近接市町に要請して飲料水の提供を受ける。搬送給水は、消防水槽車等によるほか、必要に応じ自衛隊の出動の要請により行う。

3. 給水施設の応急復旧

在庫資材、発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、共同で利用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取付け、被災者に飲料水を供給する。

4. 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に対して周知する。

5. 給水資器材

品 名	給 水 タ ン ク	備 考
数 量	(1.5 t) 1 台	
	(7 t) 1 台	(散水車)

第 8 節 医療及び助産計画

災害のためその地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合における医療・助産は、知事の委任を受けた町長（避難所設置班）が実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合における医療・助産は、避難所設置班が実施する。
- (3) 上記(1)及び(2)については、遠軽医師会と緊密な連絡協議の下に実施するものとする。

2. 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後 7 日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。

(2) 対象の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に連絡するものとする。連絡を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療・助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示する。

3. 応急救護所の設置

応急救護所は、次に掲げる施設とするが、全町的な大災害の場合は他の公共施設等を使用するものとする。

※応急救護所として指定する施設

施設名	所在地	電話番号	収容人員
湧別小学校	湧別町錦町	5-2438	600人
湧別中学校	湧別町錦町	5-2410	600人
芭露小学校	湧別町芭露	6-2102	450人
湖陵中学校	湧別町芭露	6-2463	450人
中湧別小学校	湧別町中湧別南町	2-2033	520人
上湧別小学校	湧別町上湧別屯田市街地	2-2626	530人
上湧別中学校	湧別町上湧別屯田市街地	2-2095	600人
富美小学校	湧別町富美	2-2946	280人
開盛小学校	湧別町開盛	2-5204	210人

4. 遠軽医師会に対する出動要請

- (1) 町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、遠軽医師会長に対し出動要請を行う。

(2) 要請する場合は、次の項目を通知する。

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

5. 医療班の編成

遠軽医師会長は、町長の要請に基づき医療班を編成し応急医療にあたるものとする。

6. 医療品等の確保

医療・助産に必要な医薬品及び衛生機材は、医療班常備以外の確保については、町内で調達できないので災害の状況により、隣接市町村及び知事に調達を要請する。

7. 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置ののち、最寄りの病院に移送するものとする。

8. 関係機関の応援

町長は、災害規模に応じ知事に対し応援要請を行う。

- (1) 医療班の支援（厚生病院・道立病院・DMAT（災害派遣医療チーム））
- (2) 患者の移送（北海道警察・自衛隊）

第9節 防 疫 計 画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、環境整備部が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、町長のみで不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

2. 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を組織するものとする。

(1) 感染症予防委員の選任

町長は、知事の指示に従って感染症予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。

- (2) 町長は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するもの。

担当部名	課 長	班 員
環境整備部 (環境整備班)	住民税務課長	住民税務課

(注) ①環境整備班の活動範囲は当該箇所外部の消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で実施するものとする。

②環境整備班は、他の対策部の活動状況を勘案しながら、各部から応援を求め編成するものとする。

3. 防疫の種別と方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、被災地の防疫についてはオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室の指導を得て、次の要領により速やかに実施するものとする。

(1) 環境整備班の消毒活動

- ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- イ 避難場所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上実施する。
- ウ 井戸の消毒を実施する。なお水害等で汚水が直接入った場合、又はウイルスに汚染されたおそれがあるときは消毒後使用させるものとする。
- エ 状況によって、ねずみ、昆虫等の駆除について地域及び期間を定めて実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

- ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗い設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。
- イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、クレゾール石けん液3%水溶液で行う。

(3) 患者等に対する措置

町長は、感染症患者が発生したときは、差別的な取扱を行うことなく、良質かつ適切な医療の提供がされるよう努めるものとする。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事（オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室）の指示を受け予防接種を実施するものとする。

(5) 避難所の防疫指導

町長は、避難所の応急施設について次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 検病調査等

避難者に対しては少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断を受けるよう指導する。

イ 消 毒

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所、炊事場、洗濯場等を消毒するほか、クレゾール石けん液、逆性石けん液を適当な場所に配置し、手洗いの励行等について十分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させるものとする。又配膳等の衛生保持及び残廃物、ちゅう芥等の衛生的処理についても、十分徹底させるものとする。

エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

第10節 清 掃 計 画

災害時における被災地のごみの収集、し尿の汲取り、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 災害地における清掃は、地域住民の協力を得て、環境整備班が実施するものとする。

イ 町長は、災害により被害甚大で町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町又は知事に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜の処理（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。ただし所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、環境整備班が関係機関と協議し処理する。

イ 放浪犬の処理は、紋別地域保健室の指示により環境整備班が実施する。

2. 清掃の方法

(1) ごみ処理班

ア ごみの収集及び死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、ごみ処理班を編成するものとする。

イ ごみ処理班の班長には住民税務課環境衛生係を、班員には各自治会環境衛生担当員をもって充てるものとする。

(2) ごみ収集処分の方法

ごみは、町のごみ処理場に収集投棄するものとする。その際現有車両による処理が困難な場合は、民間所有車又は業者より車両を借入れて実施するものとする。

(3) し尿の収集方法

し尿の収集は、委託業者によりバキューム車を借上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとし、便所の倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないように、被害程度の大きなところから収集し、短時間に処理する。

3. 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。共同便所は、必要箇所を最小限度の仮便所を設ける。

4. 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において処理するものとし、取扱場が災害等により処理が困難な場合、環境整備班は関係機関と協議し処理する。

＊町内の死亡獣畜取扱場

鈴木畜産	湧別町計呂地
藤富産業	湧別町東

5. ごみ及びし尿処理施設

(1) ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理方法	備 考
遠軽町清掃センター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	焼却方式	
湧別町上湧別廃棄物処理場	湧別町 上湧別屯田市街地 614 番地	埋立方式	

(2) し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理方法	備 考
遠軽地区広域組合 衛生センター	湧別町南兵村 1 区	嫌気性過温 消化方式	処理能力 1 日 5 5 t

6. 被災家畜舎等の防疫

被災した家畜舎等の防疫活動は、環境整備班が家畜保健衛生所等関係機関と協議し、必要に応じて実施する。

第 11 節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害により現に行方不明の状態、かつ周囲の事情によりすでに死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて救護対策班が実施するが、救助法が適用されない場合でも、町長は警察官、自衛隊、あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

2. 行方不明者の搜索

(1) 実施の方法

行方不明者の搜索は、町長が警察官、海上保安部、消防機関及び地域住民の応援を得て搜索班を編成し必要な舟艇その外機械器具を活用して実施するものとする。

(2) 搜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、年令、容ぼう、特徴、着衣等

3. 死体を発見した場合の処理

作業中又は搜索中において死体を発見した時は、直ちに警察官に届出るものとし、死体処理は検死後に行うものとする。

4. 死体の収容処理方法

(1) 死体の処理は身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡すものとする。

(2) 災害により社会混乱のため遺族等が死体の処理を行うことができないものについては、町長が行うものとする。

(3) 死体の収容処理

ア 死体識別のため死体の洗浄、縫合、消毒をし又遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所（町内寺院、公共建物又は公園等死体収容に適当な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで一時保存する。

ウ 検案

死体について、死因その他医学的検査を行う。

5. 死体の埋葬

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとする。埋葬に当り次の事項に留意する。

- (1) 事故死の死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たるものとする。
- (3) 被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行路死亡人扱いとする。

6. 火葬場及び墓地の状況

(1) 火葬場

火葬場名	所在地	電 話	備 考
湧別町湧別斎場	湧別町東 145 番地	5-2940	
湧別町上湧別斎場	湧別町上湧別屯田市街地 447 番地	2-2660	

(2) 墓地

墓 地 名	所在地	備 考
湧 別 墓 地	湧別町東 145 番地	
登 栄 床 墓 地	湧別町登栄床 78 番地	
信 部 内 墓 地	湧別町信部内 39 番地	
芭 露 墓 地	湧別町芭露 964 番地	
上 芭 露 墓 地	湧別町上芭露 406 番地	
西 芭 露 墓 地	湧別町西芭露 518 番地	
東 芭 露 墓 地	湧別町東芭露 131 番地の 3	
志 撫 子 墓 地	湧別町志撫子 511 番地	
計 呂 地 墓 地	湧別町計呂地 1405 番地	
南 兵 村 墓 地	湧別町上湧別屯田市街地 447 番地	
北 兵 村 墓 地	湧別町北兵村一区 235 番地の 1	
富 美 墓 地	湧別町富美 560・561 番地	
上 富 美 墓 地	湧別町上富美 332 番地	
開 盛 墓 地	湧別町開盛 908 番地	

第 12 節 障害物除去計画

水害等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常の生活に支障のないよう処置する場合は、本計画に定めるところによる。

1. 実施責任者

- (1) 障害物の除去は土木対策班が行う。
ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

2. 障害物除去対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流れを良くし、溢水を防止し、又は海岸の決壊を防止するため必要なとき。

3. 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4. 障害物の保管等

- (1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間その工作物名簿を公示する。
- (2) 保管した工作物等が滅失、破損するおそれのある時、その保管に不相当の費用・手数料を要する時は、その工作物を売却し代金は保管する。

第13節 輸 送 計 画

災害時において災害応急対策・復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具、物資の輸送を迅速的確に行うための方法等は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

- (1) 災害時の輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。
- (2) 災害時の輸送の総括は、土木対策班が行うものとする。

2. 災害時輸送の方法

(1) 車両による輸送

災害時輸送は、一時的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、自機関の所有する台数で不足する場合は、他の機関に応援を要請し又は民間の車両の借上を行うなど、災害時輸送に遺憾のないようにする。

(2) 人力輸送

災害の状況により、車両による輸送が不可能な事態が生じた時は、労務者による人力輸送を行うものとする。

(3) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は緊急輸送の必要性がある場合には、北海道消防防災ヘリコプター及び自衛隊、海上保安部の航空機による輸送を要請するものとする。

なお、北海道消防防災ヘリコプターの要請については、本章第18節「消防防災ヘリコプター活用計画」に定めるところによる。

(4) 舟艇輸送

水害時における水中孤立の救出、食糧の供給等必要がある場合は、関係機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

3. 緊急輸送の範囲

災害時における緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- (1) 避難住民の輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者救出のための輸送
- (4) 飲料水の輸送
- (5) 救助、救援物資及び器材の輸送
- (6) 死体の捜索及び処理のための輸送

第 14 節 労務供給計画

1. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、産業対策班が行う。

2. 民間団体への協力要請

(1) 動員の順序

災害応急対策の動員を確保する場合として、自治会の動員及び被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要と認める場合は労務者の雇上げをするものとする。

(2) 動員の要請

災害対策本部の各班において自治会の労力を必要とするときは、次の事項を示し産業対策班を通じて要請するものとする。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 作業予定期間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3. 労務者の雇上げ

活動要因等の人員が不足し、又は特種作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、機具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

(2) 公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明示し公共職業安定所長に要請するものとする。

- ア 職種別所用労務者数
- イ 作業場所及び内容
- ウ 期間及び労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4. 協力団体等の活動

(1) 活動内容

- ア 避難所に収容された被災者の世話
- イ 被災者への炊き出し
- ウ 救援物資の整理、配送及び支給
- エ 被災者への飲料水の支給
- オ 被災者への医療、助産の協力
- カ 避難所の清掃
- キ 町の依頼による被害者状況調査
- ク その他災害応急措置の応援

第 15 節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育及び文化財の保全対策は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

- (1) 町内小中学校における応急教育及び町内文教施設の応急復旧対策は、教育委員会（文教対策班）が行う。

ただし救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長（教育委員会）が実施する。

- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2. 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 休校基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車、又は各学校があらかじめ定める伝達方法（電話、報道機関）により周知するものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度により次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足の場合は２部授業等の方法をとるものとする。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。

なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又はオホーツク教育局を通じ北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、オホーツク教育局と緊密な連絡をとり教職員の確保に努めるものとする。

3. 教科書・学用品の調達及び支給

(1) 支給対象者

住宅が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

- ア 教科書
- イ 学用品
- ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。又町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の供与の依頼をするものとする。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 災害救助法が適用されない場合

被災の状況により、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

4. 被災教職員・児童・生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員・児童・生徒について予防接種、健康診断等をオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室に依頼して実施するものとする。

5. 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講じるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6. 文化財の保全対策

災害が発生したとき、又は発生するおそれが予想されるときは、文化財の所有者及び管理者は、常に当該物件の保全、保護にあたるものとする。

文化財一覧表

番号	種 別	名 称	所 在 地	土地所有者	備 考
1	遺物包含地	ポ ン 沼 遺 跡	湧別町東 682 番地	湧 別 町	
2	集 落 跡	丁 寧 堅 穴 群	湧別町東 1281 番地	新 田 正	
3	遺物包含地	福 島 団 体 遺 跡	湧別町福島 380 番地	佐 藤 友 則	
4	〃	東 二 線 遺 跡	湧別町東 124 番地	伊 藤 学	
5	集 落 跡	川西オホーツク遺跡	湧別町川西 516 番地	伊 藤 斉	
6	〃	シブノツナイ遺跡	湧別町信部内 36 番地の 1	横 尾 司	
7	〃	川 西 遺 跡	湧別町川西 604 番地	本 間 友 子	
8	〃	シブノツナイ堅穴住居跡	湧別町川西 4045 番地	湧 別 町	
9	遺物包含地	芭 露 遺 跡	湧別町芭露 1387 番地	〃	
10	〃	キ ナ ウ シ 遺 跡	湧別町芭露 1953 番地	島 崎 正 也	
11	〃	登 栄 床 遺 跡	湧別町登栄床国有林	国 有 林	112 林班
12	〃	湧 別 遺 跡	湧別町東 290 番地の 1	市 川 浩	
13	住 居 跡	B R 遺 跡	湧別町計呂地 277 番地	粥 川 博	
14	遺物包含地	二 軒 橋 遺 跡	湧別町芭露 1866 番地	湧 別 町	
15	〃	B R 遺 跡	湧別町芭露 206 番地	〃	
16	〃	〃	湧別町芭露 872 番地	〃	
17	〃	〃	湧別町芭露 752 番地	坂 東 守	
18	〃	福 島 団 体 2 遺 跡	湧別町福島 412 番地	湧 別 町	
19	〃	福 島 団 体 3 遺 跡	湧別町福島 535 番地	内山裕一郎	
20	〃	登 栄 床 2 遺 跡	湧別町登栄床国有林	国 有 林	112 林班
21	〃	登 栄 床 3 遺 跡	湧別町登栄床国有林	国 有 林	112 林班
22	〃	登 栄 床 4 遺 跡	湧別町登栄床国有林	国 有 林	112 林班
23	〃	円 山 遺 跡	湧別町計呂地国有林	国 有 林	111 林班
24	〃	福 島 団 体 4 遺 跡	湧別町福島 432 番地	高 柳 善 次	
25	〃	福 島 団 体 5 遺 跡	湧別町福島 444 番地	高 柳 善 次	

第 16 節 災害警備計画

この計画は、町長が警察に対して応援を要請することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域の社会秩序を維持するとともに、安全を確保することを目的とする。

1. 災害警備

災害警備については、北海道地域防災計画の定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 災害の予警報の伝達に関する事項

北海道警察（遠軽警察署）は、災害に関する予報及び警報の伝達について、第3章第1節気象予警報の伝達計画により措置するものとする。

また、遠軽警察署長は、町長からの要請及びN T T通信回線の障害等の場合は、災害警備上必要と認められる範囲の予報及び警報の伝達について協力するものとする。

(2) 事前措置に関する事項

ア 町長が行う警察官の事前要請

町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、遠軽警察署長を経て北見方面本部長に対して行うものとする。

イ 町長からの要求により行う事前措置

遠軽警察署長は、町長からの要求により、基本法第59条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。

この場合、当該措置の事後処理は、町長が行うものとする。

(3) 災害時における災害に関する情報の収集に関する事項

ア 遠軽警察署長は、平素から災害の発生に備え、町長その他防災関係機関と緊密に連携して、災害警備上必要な情報の収集に努めるものとする。

イ 遠軽警察署長は、災害発生後直ちに情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被害程度、被災者の状況、火災発生状況、避難経路等被災者救護を最優先とした情報収集を行い、必要事項を町長及び関係機関へ通報するものとする。

ウ 遠軽警察署長は、災害情報の収集及び連絡等の迅速な処理を図るため、町災害対策本部に警察幹部を派遣するものとする。

(4) 避難に関する事項

ア 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずるものとする。

イ 警察官は、基本法第61条に基づき、避難の指示を行う場合は、本章第4節 避難救出計画に定める避難所を示すものとする。ただし、災害規模の種別、規模、態様、現場の状況等により避難救護計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察官が町長に通知したときは、当該避難先の借り上げ、給食等は町長が行うものとする。

(5) 交通規制に関する事項

- ア 遠軽警察署長及び道路管理者は、管轄する道路における災害による交通の危険を防止し、住民の避難経路、緊急交通路の確保のため、あらかじめ災害の態様に応じた路線確保調査を行うとともに、交通規制路線、規制箇所、規制要領など隣接市町村管内をも含めた広域的な総合的交通対策について検討し、協議するよう努めるものとする。
- イ 遠軽警察署長及び道路管理者は、大規模災害発生 of 初期段階から、被災者保護、消火、災害緊急援助隊の出動のため、近隣市町村管内を含めた広域的な緊急交通路の確保に努めるものとする。

2. 応急設置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

遠軽警察署長は、警察官が災害対策基本法第 63 条第 2 項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は警察官が災害対策基本法第 64 条第 7 項並びに同法第 65 条第 2 項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

3. 救助に関する事項

警察署長は町長と協力し、被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う死体の搜索等災害活動に協力するものとする。

4. 災害時における広報

遠軽警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

第 17 節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請計画については、本計画の定めるところによる。

1. 災害派遣要請依頼基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害時の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2. 災害派遣要請要求の要領等

(1) 要請要求方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認める時は、次の事項を明らかにした文書（様式 1）をもって北海道知事（オホーツク総合振興局）に要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話などで要請を要求し、また、第 2 5 普通科連隊に通報するとともに、その後速やかに文書を提出するものとする。

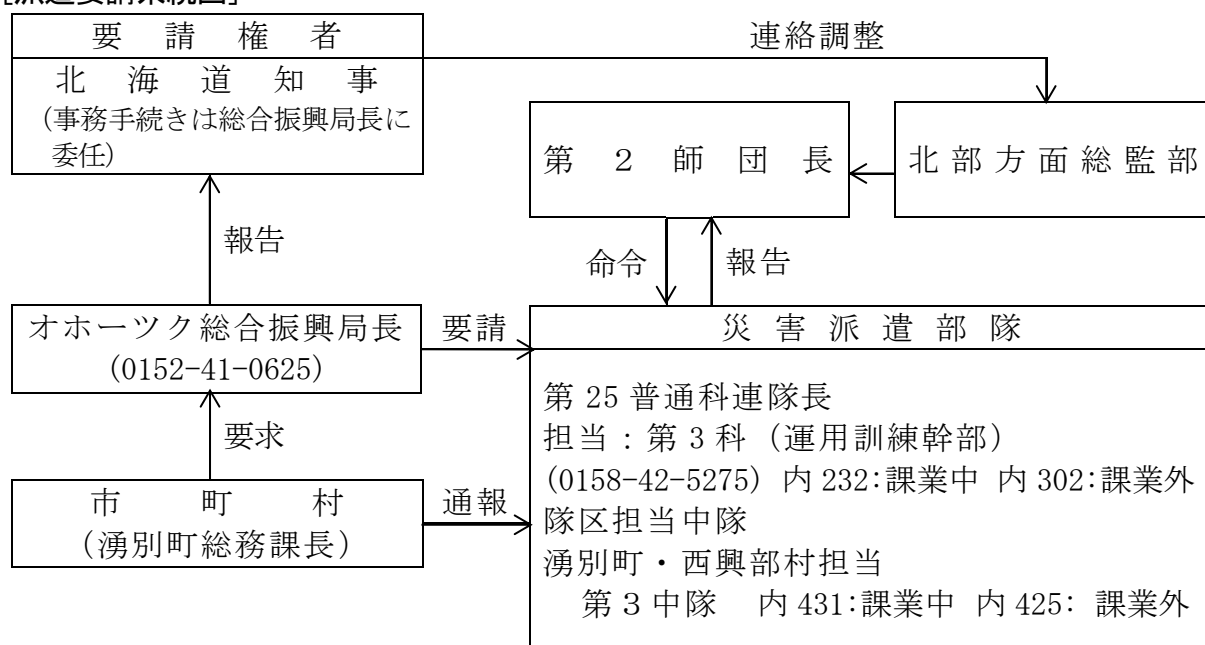
ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

[派遣要請系統図]



(2) 知事（オホーツク総合振興局長）に要求できない場合の対応

町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。

(3) 担当班及び要請依頼先

災害派遣要請依頼は、総務班が担当する。関係書類の提出先は、オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課(FAX 0152-44-7261)とする。

3. 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 受入れ準備の確立

北海道知事、オホーツク総合振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、資機材等の保管場所の準備その他、受入れのために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

連絡部隊及びオホーツク総合振興局長との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、機械等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 北海道知事（オホーツク総合振興局長）への報告

総務班は、派遣部隊到着後必要に応じて、次の事項を北海道知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

4. 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（様式2）をもって北海道知事（オホーツク総合振興局長）に撤収要請を要求するものとする。

ただし文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、後日文書を提出するものとする。

様式 1

第 号
年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

湧別町長



自 衛 隊 の 派 遣 に つ い て

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式 2

第 号
年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

湧別町長



自 衛 隊 の 撤 収 に つ い て

先に派遣要請した自衛隊の出動に対し、下記のとおり撤収を要請願います。

記

1. 派遣箇所
2. 撤収日時 年 月 日 時 分
3. 撤収理由

第 18 節 消防防災ヘリコプター活用計画

地震・風水害等の災害時における消防防災ヘリコプターの活用についての計画は、次による。

1. 基本方針

北海道は、道内において地震・風水害等の災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図ることとしており、本町において地震・風水害等の災害が発生し、本町の消防力等によって災害応急対策が著しく困難な場合又はヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合に要請する。

2. 運航体制

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところにより運航する。

3. 応援要請

消防防災ヘリコプターの要請は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

(1) 要請の要件

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に、知事に応援を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- イ 災害が発生した市町村の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	TEL	011-782-3233
	FAX	011-782-3234

4. 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察、情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
- (3) 救助活動
 - ア 被災者の救助・救出
- (4) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消防隊員、資機材等の搬送
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) その他

5. 受入体制

町長は、消防防災ヘリコプターの災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えると共に、活動に係る安全対策を講じるものとする。

- (1) 離着陸場の確保

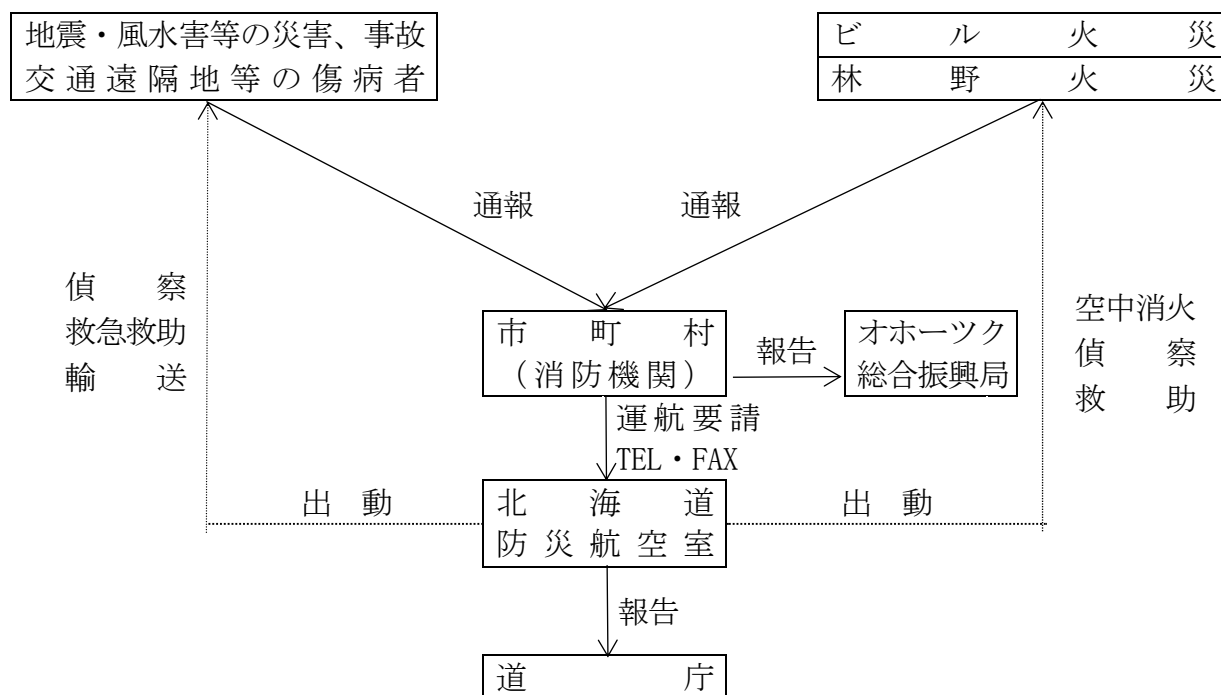
安全対策等の措置が常時なされている場所、または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。
- (2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための措置、地上の支援体制等を講じるものとする。
- (3) 離着陸場及び離着陸可能地

ヘリコプターの離着陸場及び離着陸可能地は、次のとおりとする。

離 着 陸 場	所 在 地	北 緯	東 経
上湧別中学校グラウンド	湧別町上湧別屯田市街地1番地の1	44度09分35秒	143度34分28秒
上湧別百年記念公園	湧別町中湧別中町3020番地の1	44度11分02秒	143度35分45秒
中湧別野球場	湧別町中湧別南町905番地	44度10分55秒	143度35分17秒
湧別小学校グラウンド	湧別町錦町211番地の1	44度12分56秒	143度36分35秒

[消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー]



北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領様式第 1 号 (第 4 条関係)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関 名								
		担 当 者 職 氏 名								
		連 絡 先		Tel		FAX				
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	平成 年 月 日 時 分								
	災害発生日時	平成 年 月 日 時 分								
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする区域					希望する活動内容					
気象の状況										
離 着 陸 場 の 状 況		離着陸場名 (照明、Mマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか) 特記事項								
必要とする資 機 材					現場での資機材確保状況					
					特 記 事 項					
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況					
他 機 関 の 応 援 状 況		他に応援要請している機関名								
		現在付近で活動中の航空機の状況								
現 地 最 高 指 揮 者		(機関名)			(職・氏名)					
無 線 連 絡 方 法		(周波数) Hz								
その他参考となる事項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考	

第 19 節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

(2) 湧別町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、湧別町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2. 実施の方法

(1) 避難所

湧別町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等のあっせん

湧別町は、災害時における被災者用の居住として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、湧別町が行う。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

エ 建設戸数（借上げを含む。）

北海道は湧別町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

オ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸(室)につき 29.7 m²を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、湧別町長に委任する。

第 20 節 飼養動物対策計画

1. 実施責任者

町長は、逸走犬等の管理を行うものとする。

2. 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生における動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。
- (3) 災害発生において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第 21 節 救急医療対策計画

1. 目 的

町内において天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合、当該傷病者に対し防災会議関係機関は迅速かつ的確な救急医療措置を実施し得る体制を確立し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 救急医療の対象と範囲

(1) 対 象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然現象、又は大規模な火災若しくは爆発、有害物の流出、航空機などの墜落その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ関係機関が総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

なお集団的多数の傷病者とはおおむね50人以上に及ぶ災害とする。

(2) 範 囲

傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的措置を含むものとする。

なお死体の検死、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

3. 関係機関業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
北海道	オホーツク総合振興局	1 自衛隊の災害派遣要請
	オホーツク総合振興局 保健環境部 紋別地域保健室	1 救急医療についての連絡調整 2 救急医療についての現地対策本部の設置に係る連絡調整 3 関係機関に対する出動要請に係る連絡調整 4 医療品、医療器具等の調達調整
湧 別 町		1 救急医療本部の設置 2 応急救護所の設置及び管理 3 医師会に対する出動要請 4 医療材料の整備及び調達
遠 軽 地 区 広 域 組 合 消 防 署 湧 別 出 張 所 上 湧 別 出 張 所		1 救急医療本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
遠 軽 警 察 署		1 傷病者等の救出及び災害現場の警戒警備 2 交通路の確保 3 死傷者等の身元確認 4 死体の検死
遠 軽 医 師 会		1 救護隊出動による医療の実施 2 医療施設の確保

4. 集団救急医療体制

遠軽医師会長は、町長の要請に基づき災害救護隊を編成し応急医療に当たるものとする。
なお救護班の構成（医師、看護師、事務職員等）は、遠軽医師会の定めるところによる。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状態
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

(2) 出動範囲

遠軽医師会長は、町長の要請に基づき災害救護隊を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて救護隊の範囲を決定し、出動を命ずるものとする。

5. 応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（オホーツク総合振興局長）に対し次のとおり応援要請を行う。

- ア 救護班の支援（厚生病院、道立病院）
- イ 傷病者の救出、搬出、救急医療物資輸送の支援（自衛隊）

6. 救急医療活動報告書の提出

遠軽医師会長は、町長の要請により救護隊を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

- ア 出動場所及び出動期間
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、金額）
- オ 応急医療活動の概要
- カ その他必要事項

7. 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を何れの機関が負担するかは、次の区分によることとする。

- ア 湧別町
 - 町が対策を実施し、責務を有する災害の場合
- イ 北海道
 - 災害救助法が適用された災害の場合
- ウ 企業体等
 - 企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 11 条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従う。又救急医療活動のため使用した薬剤、医療材料、器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ前記(1)負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのため死亡、負傷若しくは病気にかかり、又は廃疾になったときはこれによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に

係る物件がそのために損害を受けたときはその程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

8. 傷病者の把握

傷病者の把握については、傷病者に対する識別票（様式 1）を取り付けるとともに、救急状況調書（様式 2）を作成し、記録集計表（様式 3）に記載するものとする。

＊トリアージ・タグ（様式 1）

1. トリアージは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な措置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することを行い、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージ・タグという。
2. 災害時等は、医師会、消防機関、日本赤十字社、自衛隊等複数の機関が参集する大規模災害における混乱を避けるため、厚生労働省通知に示された様式に準じた様式を用いる。

3. 様式の基準

① タグの形状及び寸法

23.2cm（縦）×11cm（横）とする。

② タグの紙質

水に濡れても字が書けるなど、丈夫なものとし、本体はやや厚手のもの、複写用紙は本体より薄手のものとする。

③ タグ用紙の枚数

3 枚とし、1 枚目は「災害現場用」、2 枚目は「搬送機関用」とし、本体は「収容医療機関用」とする。

④ タグの形式

モギリ式としモギリの幅は 1.8cm とする。

⑤ タグに用いる色の区分

軽措置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色（Ⅰ）とする。モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色で両面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。

⑥ 傷病者の同定及び担当機関の同定等に係る記載内容

傷病者の同定の項目については、「氏名」「年齢」「性別」「住所」「電話」とし、外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。

担当機関の同定等の項目については、「(タグの) No.」「トリアージ実施月日・時刻」「トリアージ実施者氏名」「搬送機関名」「収容医療機関名」とする。

また、3枚目の「収容医療機関名」の裏面の上部には「特記事項」の記入できるスペースを設けることが望ましい。

⑦タグ製作主体の裁量部分

地域において想定される災害の頻度や種類が異なることや、医療機関で独自に作成する場合には簡易カルテとしても利用することが可能なよう、当該部分については、タグ製作主体の裁量により作成するものとする。

様式 1

トリアージ・タグ

一枚目
(災害現場用)

二枚目
(搬送機関用)

○			
No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
湧別町災害対策本部			

11.0

1.8

6.2

16.0

8.0

一枚目
(災害現場用)

二枚目
(搬送機関用)

○			
No.	氏 名 (Name)	年齢(Age)	性別(Sex) 男(M) 女(F)
住所(Address)		電話(Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
湧別町災害対策本部			
○ (黒)			
I (赤)			
II (黄)			
III (緑)			

11.0

1.8
6.2
8.0
16.0

三枚目裏面
(収容医療
機関用)

○

特記事項

湧別町災害対策本部

○	(黒)
I	(赤)
II	(黄)
III	(緑)

様式2

救 急 状 況 調 書

取扱隊員	認 識 番 号	職 業	氏 名	年 令	性 別	住 所	傷 病 程 度	医 療 機 関 名

様式3

記 録 集 計 表

月 日現在 被災状況	死 亡		重 傷	中 傷	軽 傷	合 計	収 容 場 所	出 動 隊 名
	現 場	医 療 機 関						
月 日 時 分 現在	男							
	女							
	計					計		

第6章 震災対策計画

第1節 地震災害対策計画

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、次に定める計画によるものとする。

1. 組織及び活動

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、町長は第2章第2節「湧別町災害対策本部」の定めるところにより、対策本部を設置して、指定地方行政機関、北海道、町内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

災害対策本部の設置については、震度3以上の地震が発生又は本町沿岸部に津波注意報が発表された場合は、第一非常配備体制をとり警戒し、必要に応じ次の非常配備体制をとるものとし、震度5弱以上の地震が発生又は沿岸部に津波警報が発表されたときは速やかに災害対策本部を設置し応急対策を行う。

2. 通信連絡の対策

(1) 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、第3章第2節 災害通信計画の定めるもののほか、関係機関及び漁協、農協などの関係団体の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達などについて最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、車両などの機動力を動員して連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、知事（防災航空室）に要請するものとする。

3. 広報活動

(1) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが主なものは次のとおりとする。

ア 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）

イ 避難場所等について（避難所の位置、経路等）

ウ 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

エ 火災状況（発生箇所、避難勧告等）

オ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況注意事項等）

カ 医療救護所の開設状況

キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

- ケ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 住民の心得等、民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項。

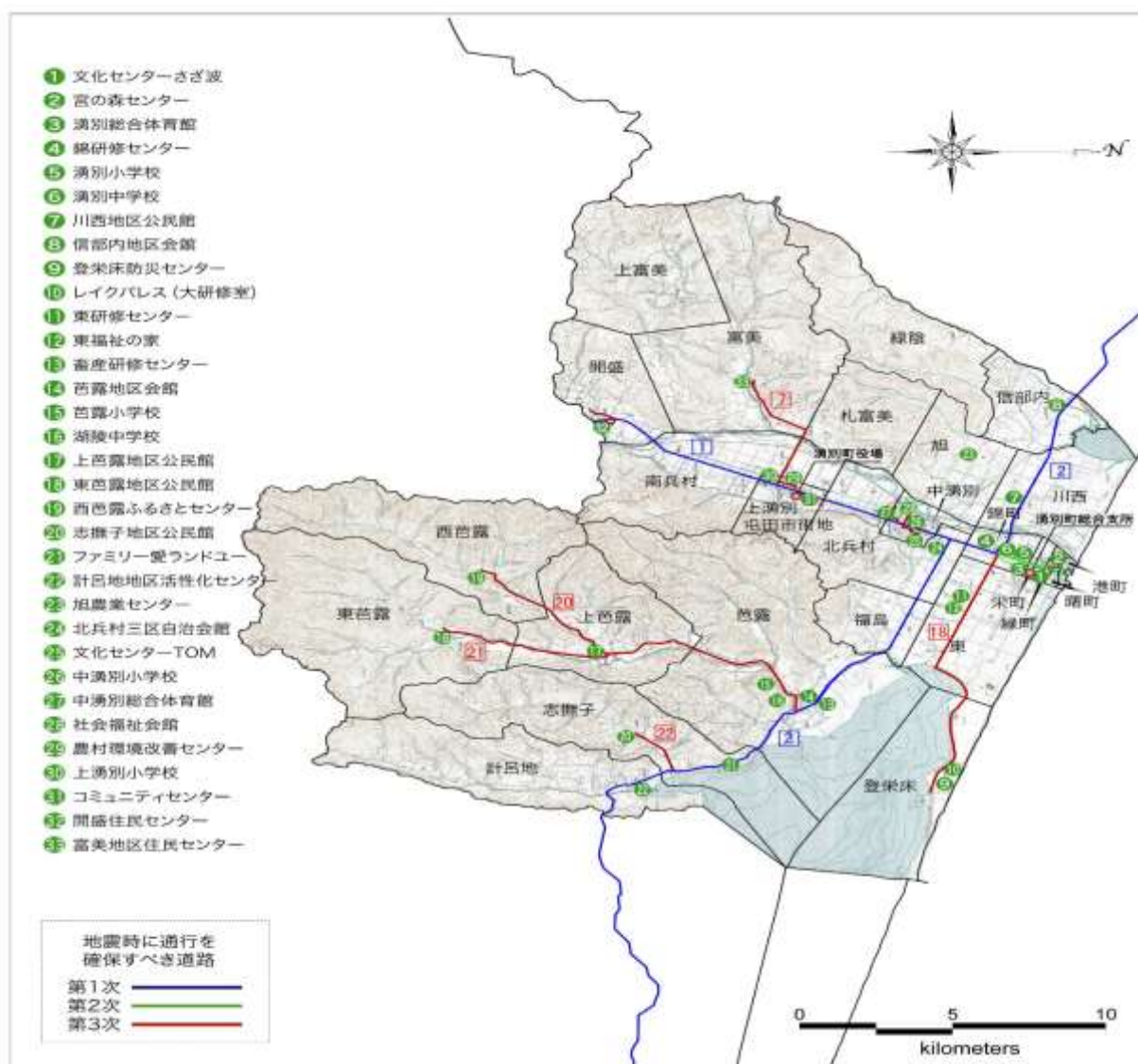
(2) 広報の方法

第5章第3節 災害広報計画の定めるところによる。

また、漁協、農協等の協力を得て、沿岸住民及び海上の船舶に対して情報の周知を行う。

4. 緊急輸送計画

災害時の応急活動・避難活動・救助活動を効率的にするには、人員物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。このため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会策定）に基づく「緊急輸送道路」及び「湧別町耐震改修促進計画」により町が独自に指定する「緊急輸送道路」を定め、地震時に通行を確保すべき道路を指定する。地震発生時には、円滑な人員・物資の輸送を確保するため、緊急輸送道路の閉塞状況を速やかに確認し障害がある場合は応急復旧に努めるものとする。



5. 消火活動

第4章第6節消防計画に定めるもののほか、国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 火薬類などの対策及び措置

火薬品、石油、ガス、ガソリン等の取扱い、販売業者又は消費者に対し本部長は、一時その取扱、販売、貯蔵、運搬及び消費を禁止又は制限するものとする。

(2) 本部長は被害が広範囲にわたり引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり立入禁止区域を決定するとともに、区域内住民に避難、立退き等の指示勧告をするものとする。

6. 火災予防活動

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制や消防体制の確立を図る。

(1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織などの育成指導を進める。

(3) 宿泊施設、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を促進すると共に、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

7. 避難救出活動

第5章第4節避難救出計画に定めるもののほか、避難場所、救出方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

(1) 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、搜索の命を受けた職員が当たるが、避難行動要支援者の避難支援に万全を期して行うものとする。

(2) 避難救出は、消防機関を主体として行うが、関係機関及び地域自治会等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

8. 医療、救護、給水、防疫、保健衛生対策

第5章災害応急対策計画に基づき、万全なる対策を講ずるものとする。

9. 予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町は地震災害予防計画を積極的に推進する。

(1) 建物の安全化

(ア) 町は不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保を促進するため、基準の遵守指導に努める。

(イ) 町は、既存建物の耐震診断・耐震補強等を促進するため、基準の遵守指導等に努める。

(ウ) 耐震性の確保を促進し基準を遵守するため、整備・改修する施設は次のとおりである。

施 設	場 所	実 施 年 度
湧別町役場湧別庁舎	湧別町栄町	平成30年度まで
湧別小学校(校舎)	湧別町錦町	平成20年度実施
湧別小学校(体育館)	湧別町錦町	平成20年度実施
芭露小学校(校舎)	湧別町芭露	平成29年度建設
芭露小学校(体育館)	湧別町芭露	平成29年度建設
上湧別小学校(校舎)	湧別町上湧別屯田市街地	平成22年度実施
上湧別小学校(体育館)	湧別町上湧別屯田市街地	平成22年度実施
中湧別小学校(校舎)	湧別町中湧別南町	平成24年度実施
中湧別小学校(体育館)	湧別町中湧別南町	平成24年度実施
上湧別中学校(体育館)	湧別町上湧別屯田市街地	平成26年度実施
湧別総合体育館	湧別町栄町	平成23年度実施
中湧別総合体育館	湧別町中湧別南町	平成30年度まで
芭露ファミリースポーツセンター	湧別町芭露	平成30年度まで
社会福祉会館	湧別町中湧別南町	平成30年度まで

(2) 主要交通の強化

町は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

町は、上下水道等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

第2節 津波災害対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波の発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

1. 応急対策の実施

(1) 湧別町

津波注意報が発表されたときは、第一非常配備をとり、沿岸住民に情報を周知し警戒を呼びかけると共に海水浴や磯釣りを行わないよう広報し、津波に関する情報を収集し、警戒体制をとるものとする。

大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表されたときは、津波危険区域及び災害発生のおそれのある地域の住民に対して避難勧告等を発令するとともに災害対策本部を設置し警戒体制及び災害応急対策を行う体制をとるものとする。

(2) 北海道

津波情報の収集、沿岸市町村との連絡調整等を行う。また、市町村が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合は、知事が避難のための立退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

(3) 北海道警察本部（遠軽警察署）

遠軽警察署は、北海道警察北見方面本部から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達があった場合等は速やかに関係自治体に予報内容を伝達するとともに、被災者等の救助救出、避難誘導、災害応急対策に伴う交通規制及び被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。

(4) 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）

津波の警戒、避難の援助、遭難船及び遭難者の救助等海上における必要な措置を実施する。

2. 津波の警戒

気象庁の発表する地震情報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、津波来襲に対する警戒体制をとる。

(1) 湧別町

海岸での作業や海水浴、磯釣りなどで海浜にいる者に対し海岸等からの退避を呼びかけるとともに沿岸住民にテレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知し、水門等の閉鎖、海面監視のほか湧別漁港での潮位観測等警戒にあたる。

(2) 北海道

漁港、海岸等の警戒にあたりとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

(3) 北海道警察本部（遠軽警察署）

遠軽警察署長は、沿岸の警戒警備にあたる。

(4) 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、地震・津波情報を伝達するとともに、巡視船艇によ

り、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合など安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

3. 避難

避難勧告等については、第5章第4節避難救出計画に定めるところによるものとし、発令基準はおおむね下記の条件とする。

また、避難勧告等を発令したときは速やかにその旨をオホーツク総合振興局長に報告する。

- (1) 報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合
- (2) 強い地震を感じたとき（おおむね震度4以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
- (3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合（気象業務法施行例第8条による地震により気象庁の警報を受け取ることができなかった場合、市町村自らが警報をする場合をいう。）

4. 災害状況の調査

道、北海道警察本部（遠軽警察署）及び第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）は、航空機又は船艇を派遣するなど、災害状況の把握及び情報収集にあたり、防災関係機関に通報する。

5. 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次にあげる措置をとる。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずるなどの規制を行う。

6. 津波警報の周知徹底

広報紙等を活用して日頃から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報に関する次の事項のほか、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報発表時には、直ちに避難指示（緊急）又は避難勧告される旨、周知徹底を図る。

- (1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

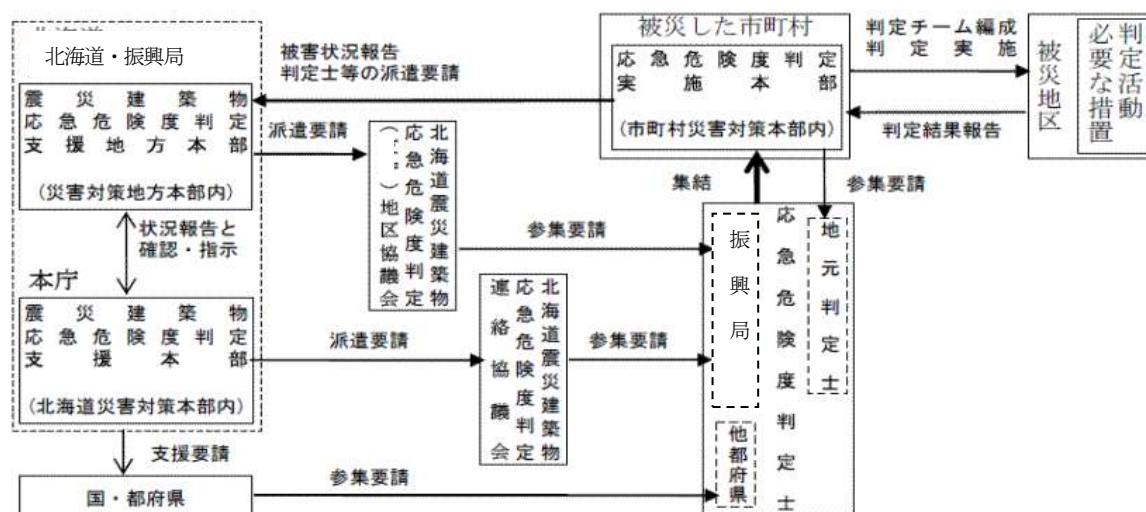
エ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気を緩めない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外避難する。
- イ 地震を感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに港外避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- エ 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気を緩めない。

1. 応急危険度判定の活動体制

判定活動の体制は、次のとおりとする。



(1) 判定対象建築物

(2) 判定開始時期、調査方法

(3) 判定の内容、判定結果の表示

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

134

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急措置が行われた場合は、判定結果が変更されることがある。

第 7 章 事故災害対策計画

第 1 節 林野火災予防消防計画

林野火災の未然防止と火災発生時における迅速な消火により、被害の拡大を最小限に抑える林野火災予防消防計画は、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関及び協力機関

湧別町、湧別町教育委員会、遠軽地区広域組合消防署、遠軽警察署、網走西部森林管理署、オホーツク総合振興局林務課、オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所、遠軽地区森林組合、町内各自治会、町内各小・中学校

2. 林野火災予防対策

林野火災の予防を図るため、町長は関係機関と協力して次のとおり啓発活動及び入林者等への指導を行う。

(1) 危険期間及び予防強調期間の設定

オホーツク地域における広域的な連携による期間を設定する。

(2) 予防意識の啓発活動

一般住民と関係機関に防火意識の高揚を図る。

(3) 入林者に対する指導

入林届出の提出と火気取扱の注意を喚起する。

(4) 火入れ対策

町条例に基づく許可手続きと火入れ時期の指導を行う。

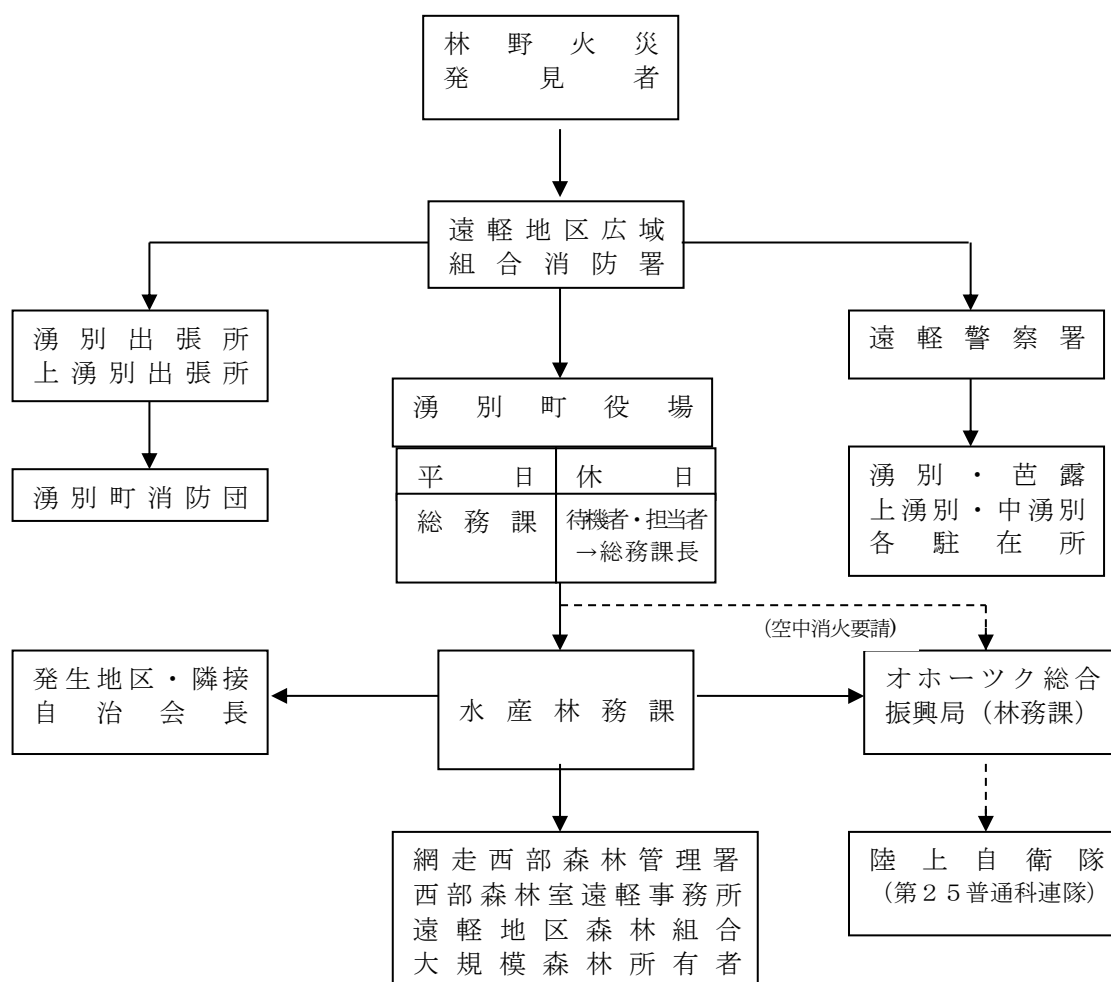
(5) 気象通報の伝達

本計画第 3 章の気象警報等伝達系統図により迅速な連絡を図る。

3. 林野火災消防対策

林野火災に即応した消防対策を実施するため、町長は関係機関と協力し連絡体制と消火体制に万全を期す。

(1) 林野火災発生時の連絡体制



(2) 林野火災の消火体制

ア 資機材等保管場所

種 類	保 管 場 所	連 絡 先
初 期 消 火 資 機 材	遠軽地区広域組合消防署 (遠軽町)	0158-42-2050
空中消火用資機材 (薬剤)	網走中部森林管理署 (置戸町) 留辺蘂森林事務所 (留辺蘂町)	0157-52-3011 0157-42-2116
	オホーツク総合振興局 西部森林室 (興部町)	01586-82-2158

イ 空中消火ヘリ離着陸場所

離 着 陸 場	所 在 地	北 緯	東 経
上湧別中学校グラウンド	湧別町上湧別屯田市街地1番地の1	44度09分35秒	143度34分28秒
上湧別百年記念公園	湧別町中湧別中町3020番地の1	44度11分02秒	143度35分45秒
中湧別野球場	湧別町中湧別南町905番地	44度10分55秒	143度35分17秒
湧別小学校グラウンド	湧別町錦町211番地の1	44度12分56秒	143度36分35秒

第 2 節 海難予防及び救助計画

海上における人命及び財産を保護するための予防並びに救助計画は、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関及び協力機関

湧別町及び湧別漁業協同組合

2. 海難防止対策

海難の発生を防止するため、町長は漁業協同組合と協力して関係者に対し、次の指導を行うものとする。

(1) 海事法令の違反防止

海事法令の違反は、直接海難事故に結びつく場合が多いので、下記事項について船主及び船長に対し適切な指導を行うものとする。

- ア 海技従事有資格者の乗船確認
- イ 無線従事有資格者の乗船確認
- ウ 救命器具、消火器等の設置確認

(2) 気象情報の把握

海難防止推進機関は、船主及び船長に対し下記事項により気象情報の把握に努め荒天に際しては早期避難を図るよう指導するものとする。

ア 気象情報の聴取

天気予報及び漁業気象情報などを常に聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努めること。

イ 漁業無線局による気象状況の伝達

気象状況悪化及び海上保安部からの荒天に対する予警報が発令された場合は、直ちに漁業無線局を通じ出漁船に対し、その状況を伝達するとともに適切な措置を講ずるよう指示する。

(3) 海難防止の指導

海難防止推進機関は、(社)北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに船主及び船長に対し下記事項を指導するものとする。

- ア 海事法令等の違反防止
- イ 船体、機関、救命設備救命器具、信号用具、消火設備及び通信施設の整備
- ウ 気象情報の常時把握と準備体制の確立
- エ 乗船乗組員の養成及び資質の向上を図る
- オ 小型漁船の集団操業の励行及び相互救難体制の強化
- カ 海難防止に対する意識の高揚

(4) 遊漁者の海難防止

遊漁者により出船依頼を受けた船主及び船長は、自らが出船操業する場合と同等の体制をとるものとし、過剰乗船及び荒天中の出漁等の防止を期するものとする。

3. 海難防止

(1) 海難救助実施機関

紋別海上保安部、日本水難救済会湧別救難所、湧別町（消防機関含む）、遠軽警察署。

(2) 救助の実施

ア 紋別海上保安部

(ア) 海難の際の人命及び漁船等の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を実施する。

(イ) 海上保安部以外の者で、海上において人命及び漁船等の救助を行う者の調整等を実施する。

イ 日本水難救済会湧別救難所

海難認知の際直ちに救助活動を実施するほか、紋別海上保安部及び町長からの要請により救助活動を実施する。

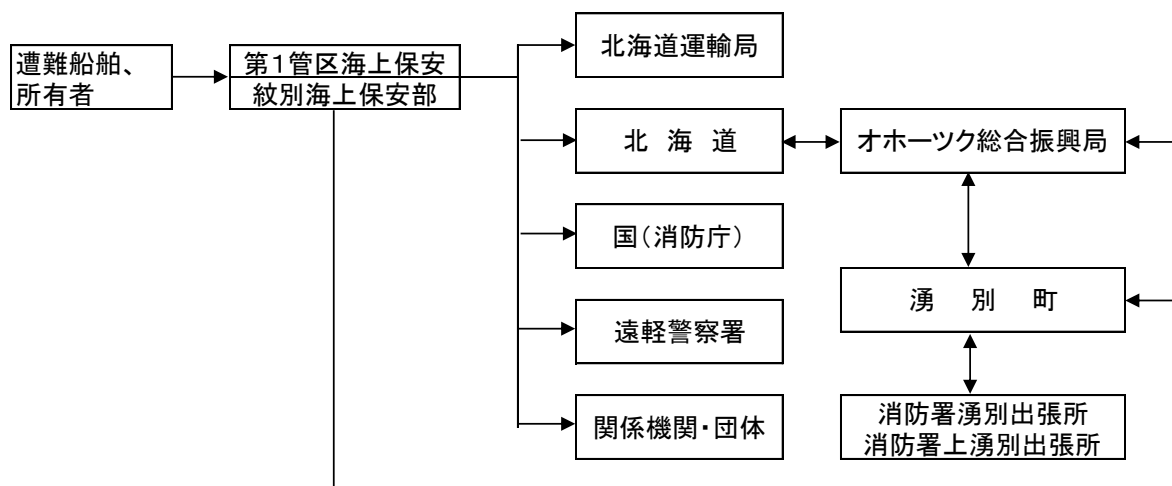
ウ 湧別町

町は関係機関（消防機関含む）との緊密な連絡のもとに救護救済措置を講ずるものとする。

エ 遠軽警察署

町（消防機関を含む。）、紋別海上保安部、日本水難救済会湧別救難所と連携し、人命及び漁船等の救助を行う。

(3) 情報通信連絡系統図



第3節 排出油災害対策計画

この計画は、オホーツク海沿岸において大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがあり、沿岸地域の環境や漁業資源へ多大な影響が発生し、又は多大な影響が予想される場合の本町の対策活動を定めたものである。

1. 排出油防除対策

本町は、固有の任務事務及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45法律第136号）」第41条の2の規定による海上保安庁長官からの要請があった場合には、

自らの責務により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

(1) 防除活動

防除活動は、「第2章第2節 災害対策本部」に準じ、排出油災害対策本部を設置し、町内の民間防災機関、本町が参画する排出油等防除協議会及びその他の関係機関と連携を取りながら実施するものとする。

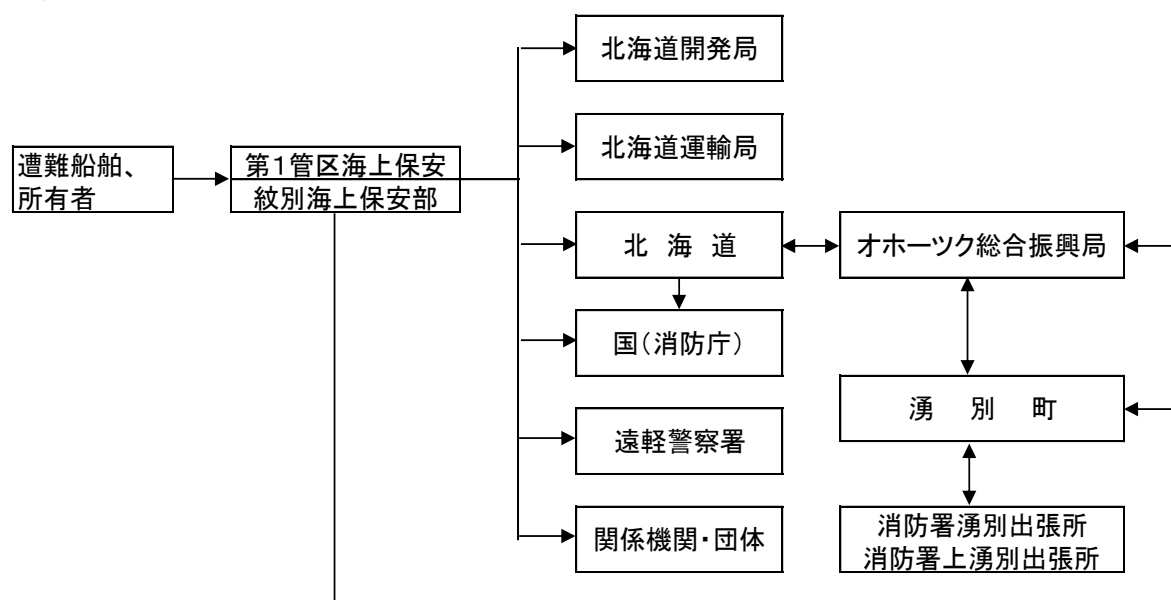
(2) 動員方法

動員方法は、「災害対策本部」に準じ動員し、必要に応じて消防団の出動を要請する。また、防除対策を効果的に進めるため本部員会議で協議し、必要な人員、体制づくりを行う。

(3) 住民組織の協力

防除活動の実施に伴い、必要に応じて「第2章第3節 住民組織の協力及び民間ボランティアの受入れ」に準じて、本部長が協力を要請する。

(4) 情報通信連絡系統図



第8章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害対策本部による応急復旧終了後、各担当課、係は対策本部各部班から十分な引継ぎを受け、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。また、災害対策本部の活動が長期にわたる場合は、応急対策活動と平行し、所管担当各課において、災害復旧計画の策定を行うものとする。

1. 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

2. 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - エ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 水道施設災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (8) その他の災害復旧事業計画

3. 農林漁業応急融資

被災農林漁業者に対し、次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林漁業経営の維持安定を図る。

- (1) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を図り、低利の経営資金を導入する。
- (2) 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金及び農地等の復旧資金、農林漁業者の共同施設復旧施設資金等、長期低利の資金の導入を図る。

4. 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

(1) 生業資金の貸付

町は被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、資金の導入に努める。

(2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために住居することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住宅を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、資金の導入に努める。

(3) 被災世帯に対する支援金

住宅被害がある場合、被災者生活再建支援制度等を積極手に活用し生活資金の確保に努める。

5. 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

〔 災 害 の 記 録 〕

湧別町

種 別	年 月	災 害 状 況
火 災	昭和 47 年 3 月	湧別公民館大ホール焼失(280 平方メートル)
	昭和 53 年 1 月	湧別町森林組合製材工場全焼 (損害 2,800 万円)
水 害	昭和 56 年 8 月	集中豪雨による湧別川河口増出水による被害
	平成 4 年 8 月	台風 10 号による豪雨のため芭露地区床上、床下浸水の被害
	平成 4 年 9 月	台風 17 号による豪雨のため湧別町内各地区床上、床下浸水の被害
	平成 6 年 9 月	台風 24 号による豪雨のため湧別町内床下浸水の被害及び畑地、草地、パークゴルフ場冠水被害
	平成 10 年 9 月	台風 5 号による豪雨のため湧別町内各地で床上、床下浸水の被害及び畑地、草地、パークゴルフ場冠水被害並びに家畜への被害、漁業資源被害など多くの被害が発生した。
	平成 12 年 9 月	集中豪雨による芭露川増水のため道路や河川の決壊等の被害
	平成 13 年 7 月	集中豪雨による東芭露地区床下浸水の被害、道路や河川の決壊、畑地、草地冠水被害
	平成 13 年 9 月	秋雨前線と台風 15 号による豪雨のため錦地区と上芭露地区床下浸水の被害、道路や河川の決壊、畑地、草地冠水被害
	平成 18 年 8 月	停滞前線の影響による豪雨のため、道路の一部損壊、港町及び埋立中の旧漁港への浸水、パークゴルフ場の冠水など被害。
	平成 18 年 10 月	停滞前線の影響による豪雨のため、道路、河川の一部損壊、畑地、草地、パークゴルフ場冠水、漁業資源被害、芭露地区の住家に床上浸水被害など多くの被害を出した。
流水害	平成 27 年 10 月	台風 23 号から変わった低気圧による大雨により、芭露川の水位が氾濫危険水位を超え、芭露地区全域 227 世帯、480 名を対象に避難勧告を発令。 床上浸水が芭露小学校を含め 4 戸、床下浸水が 18 戸、河川の一部決壊や道路の陥没などの土木被害やデントコーンの倒伏などの農業被害などが発生した。損害 1 億 3,730 万円
	平成 28 年 8 月	8 月 17 日から 23 日にかけて、台風 7 号、11 号、9 号と 3 つの台風が相次いで道内に上陸し、記録的な大雨に見舞われた。道路、河川の一部損壊、上湧別リバーサイドゴルフ場、河川緑地公園パークゴルフ場の冠水
流水害	昭和 47 年 4 月	一部解氷した湧別地先海面に、オホーツク海に残存の流氷が流入し養殖施設などに被害発生。損害 500 万円
	昭和 49 年 1 月	流氷が大量に流入し、サロマ湖全域のホタテ貝、カキ貝養殖施設に被害発生。損害 22 億 7 千万円 (本町損害 58,600 万円)
	昭和 52 年 3 月	現湖口沖の結氷が遅れ、一部養殖施設に被害が発生。損害 300 万円
	昭和 63 年 4 月	大型流氷大量流入により、養殖施設に被害が発生。

	平成 2 年 3 月 ～4 月	損害 1,000 万円 3 月 14 日から 4 月 3 日にかけて流氷が流入し風波により各海域を移動しホタテ貝、カキ貝養殖施設に被害発生。
	平成 3 年 2 月 ～4 月	損害 3,800 万円 板状流氷、大型流氷の大量流入などによりホタテ貝、カキ貝養殖施設に被害発生。損害 21,700 万円
	平成 5 年 2 月 ～5 月	大型流氷が大量流入し、3 ヶ月間流出入を繰り返しホタテ貝、カキ貝養殖施設に被害発生。損害 22,000 万円
雪害	平成 16 年 1 月	暴風雪により牛舎・ビニールハウス等の営農施設 29 箇所が損壊し、湧別町営プールの外壁が破損する被害が発生。また、交通障害により生乳を収集出来ず 35 t 廃棄した。
	平成 16 年 2 月	損害 1,512 万円 暴風雪により牛舎・D型ハウス等の営農施設 17 箇所が損壊する被害が発生。
	平成 25 年 3 月	損害 2,631 万円 暴風雪により行方不明となった親子 2 名のうち父親が死亡。 農業用施設損壊 66 件損壊、損害 1,080 万円 漁船損傷 3 隻、損害 20 万円
風害	平成 16 年 9 月	暴風により一般住宅 14 棟の屋根や水産関係施設の屋根破損被害が発生。また、牛舎・ビニールハウス等の営農施設 193 箇所が破損、デントコーンなどの倒伏被害も発生し、生乳も異物混入により 31 t を廃棄した。湧別町営プールなどの公共施設も外壁が破損するなど 26 施設が被害を受けた。 損害 1 億 1,237 万円
地震 津波	平成 18 年 11 月	オホーツク沿岸に津波警報が発令され 1,766 世帯 4,805 人に避難勧告。被害はなかったものの、多くの町民が避難。
	平成 19 年 1 月	オホーツク沿岸に津波警報が発令され 1,765 世帯 4,804 人に避難勧告。被害はなかったものの、多くの町民が避難。

(旧上湧別)

昭和35年から昭和53年までの本町における災害なし。

昭和54年4月9日発生	降雨による融雪災害	被害状況	① 住家被害 ② 農業被害 ③ 土木被害	床上浸水8棟17世帯、床下浸水20棟36世帯 ビニールハウス15棟、畑362ヘクタール 道路、河川
昭和54年10月19日発生	台風20号による災害	被害状況	① 住家被害 ② 農業被害 ③ 土木被害	一部破損1棟1世帯、床上浸水2棟2世帯、 床下浸水23棟23世帯 りんご30ヘクタール
昭和56年8月5日発生	降雨による災害	被害状況	① 農業被害 ② 土木被害	河川6カ所、道路7カ所、橋梁1カ所 デントコーン、玉ねぎ、小麦等15.3ヘクタール
昭和58年4月23日発生	強風による災害	被害状況	① 住家被害 ② 非住家被害 ③ 農業被害	河川3カ所、道路9カ所、橋梁4カ所、生産林道1カ所 一部破損2棟2世帯 全壊2棟半壊13戸
昭和62年9月1日発生	強風による災害	被害状況	① 非住家被害 ② 農業被害 ③ 公立文教被害	畑6.7ヘクタール、ビニールハウス48棟 一部破損1棟（6.97㎡）バス停 りんご6ha、デントコーン20ha 立木2本
平成4年8月9日発生	台風10号による被害	被害状況	① 農業被害 ② 土木被害	畑被害面積9.8ヘクタール 馬鈴薯・てん菜・葉茎菜・牧草・デントコーン 河川4カ所・道路9カ所・橋梁2カ所・林道1カ所
平成4年9月11日発生	台風17号による被害	被害状況	① 農業被害 ② 住家被害 ③ 土木被害	畑被害面積964.2ヘクタール 馬鈴薯・てん菜・玉ねぎ・カボチャ その他野菜・牧草・デントコーン 床上浸水1戸・床下浸水1戸
平成9年5月4日発生 平成10年9月16日発生	強風による災害 台風5号による災害	被害状況 被害状況	① 農業被害 ① 土木被害	河川21カ所・道路33カ所・林道2カ所 畑133ha、ビニールハウス等105カ所 補助対象災害事業費
				札富美川 3カ所 42,310千円 開盛32号道路 1カ所 } 南の沢川 1カ所 } 73,110千円 支流の沢川 2カ所 } (関連) 316,100千円 支流の沢川 3カ所 } 326,270千円 白山川 1カ所 } 林道(2路線) 4カ所 49,000千円 農業施設(明渠)2路線 11カ所 34,000千円 測量試験費 6,092千円 総 額 846,882千円
			② 農業被害	116戸 391,818千円
			③ 町単独災害復旧費	104,673千円
平成12年1月20日発生	雪による災害	被害状況	① 農業被害	ビニールハウス82棟 60,000千円
平成12年4月11日発生	大雨・融雪による災害	被害状況	① 土木被害	河川3カ所 1,600千円

資 料

平成12年9月2日発生	大雨による災害	被害状況	① 土木被害	河川2カ所 道路26カ所	1,245千円 6,873千円
平成13年9月9日発生	秋雨前線および台風15号による災害	被害状況	① 土木被害 ② 農業被害	河川9カ所 道路29カ所 畑19.5ヘクタール 頭首工導水路	18,000千円 4,253千円 55,000千円 7,000千円
平成14年8月20日発生	秋雨前線および台風13号による災害	被害状況	① 土木被害	河川2カ所 道路5カ所	437千円 708千円
平成16年1月13日発生	雪による災害	被害状況	① 農業被害	牛舎、ビニールハウス等10棟 牛乳廃棄、子牛圧死	30,024千円 200千円
平成16年9月8日発生	大型の台風18号による災害	被害状況	① 住家被害 ② 農業被害 (一部損壊) ③ 公共施設	屋根等一部損壊 数棟 D型ハウス一部損壊 5棟 ビニールハウス損壊 36棟 牛舎損壊 17棟 倉庫、営農施設 38棟 カラ松等林木 87本 屋根一部損壊 数棟 学校プール、物置 数校 庭木折損 //	② 18,000千円 ③ 1,300千円
平成18年10月8日発生	爆弾低気圧接近による出水災害	被害状況	① 住宅被害 ② 土木被害 ③ 町施設被害	床上浸水 開盛地区 3棟 床下浸水 開盛地区 9棟 避難勧告 開盛地区 150世帯250名 避難先 上湧別コミュニティセンター 48世帯110人避難 河川23カ所 上水道送水間管流失、断水	208,750千円

〔 主要食糧の調達先及び所在地 〕

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(株)Aコープゆうべつ	湧別町錦町	5－2 3 3 6	
湧別漁業協同組合	湧別町曙町	5－2 0 1 1	
里吉商店	湧別町曙町	5－2 0 2 8	
川田商店	湧別町芭露	6－2 0 1 5	
古屋商店	湧別町計呂地	8－2 0 0 8	
国枝商店	湧別町栄町	5－2 5 5 5	
中尾商店	湧別町川西	5－3 5 8 7	
プラザ為広	湧別町芭露	6－2 2 2 2	
カネサ佐藤商店	湧別町緑町	5－2 3 2 6	
セイコーマート湧別店	湧別町錦町	4－3 0 4 0	
セブンイレブン湧別町店	湧別町栄町	5－3 2 0 1	
フードセンター	湧別町中湧別中町	2－2 0 0 8	
因商店	湧別町中湧別北町	2－2 2 7 7	
森食料品店（株）	湧別町中湧別北町	2－2 0 5 8	
セイコーマートたかだ上湧別店	湧別町上湧別屯田市街地	2－2 5 3 3	
セイコーマートたかだ中湧別店	湧別町中湧別北町	2－4 7 8 0	
橋本商店（有）	湧別町中湧別中町	2－2 3 0 6	
えんゆう農業協同組合	湧別町上湧別屯田市街地	2－2 1 6 1	
えんゆう農業協同組合富美店	湧別町富美	2－5 2 3 7	
えんゆう農業協同組合開盛店	湧別町開盛	2－3 8 9 5	
セブンイレブン中湧別町	湧別町南町	2－3 0 6 1	
ローソン上湧別店	湧別町上湧別屯田市街地	2－3 3 4 3	

[土石流危険渓流に準ずる渓流]

No.1

危 険 区 域 の 概 況									予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
町村名	区 域 名	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	流 域 番 号	溪 流 概 況		砂防指定地 指 定 番 号	住 家 (戸)	公 共 施 設 (棟)	道 路 (k m)	その他	実施機関	概 況
						溪流長 (km)	面積 (ha)							
湧別町	信 部 内	シブノツナイ川	信 東 川	東沢川下の川	91				1				道	
	〃	〃	〃	中 の 沢 小 沢	92				1				〃	
	芭 露	佐呂間別川	テイネイ川	内 山 の 沢	174				1				〃	
	〃	〃	芭 露 川	8 号 線 沢	175				1				〃	
	東芭露	〃	〃	東の沢2の川	176				1				〃	
	上芭露	〃	〃	2 0 号 沢 川	177				1				〃	
	西芭露	〃	〃	6 線 沢 川	178	0.19	7.2		2				〃	
	〃	〃	〃	月 見 沢 川	179				2				〃	
	〃	〃	〃	白 田 沢 川	180				1				〃	
	〃	〃	〃	白 田 左 沢 川	181				1				〃	
	〃	〃	〃	西芭露沢川	182				1				〃	
	〃	〃	〃	長 屋 沢 川	183				1				〃	
	〃	〃	〃	上松沢川右沢	184				1				〃	
	〃	〃	〃	9 線 沢 川	185				2				〃	
	〃	〃	〃	村 井 川	186	0.95	5.5		1				〃	
	〃	〃	〃	二 股 道 の 沢	187				2				〃	
	〃	〃	〃	西 芭 露 沢	188				1				〃	
	上芭露	〃	〃	1 6 号 沢 川	189				1				〃	
	〃	〃	〃	1 6 号 沢 右 沢	190				1				〃	
	〃	〃	〃	お 寺 の 沢 川	191				2				〃	
	芭 露	〃	〃	ポン川右2の沢	192				1				〃	
	〃	〃	〃	6 号 線 川	193				1				〃	
	〃	〃	〃	本間沢1の沢	194				1				〃	

No.2

危 険 区 域 の 概 況									予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
町村名	区 域 名	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	流 域 番 号	溪 流 概 況		砂防指定地 指 定 番 号	住 家 (戸)	公 共 施 設 (棟)	道 路 (km)	その他	実施機関	概 況
						溪流長 (km)	面 積 (ha)							
湧別町	志 撫 子	佐呂間別川	志 撫 子 川	月見ヶ浜左の沢	195				1				道	
	〃	〃	〃	丸 輪 の 沢 川	196	0.25	1.6		2				〃	
	〃	〃	〃	志 撫 子 の 沢	197				1				〃	
	計 呂 地	〃	計 呂 地 川	山 崎 沢	198				1				〃	
	〃	〃	〃	1 7 号 沢 川	199				1				〃	
	〃	〃	計 呂 地 川	上 流 の 沢	200				1				〃	
	〃	〃	〃	三 浦 沢 川	201				1				〃	
	〃	〃	〃	田 中 沢	202				1.1	1			〃	
	〃	〃	〃	2 0 号 沢 川	203				1				〃	
	〃	〃	〃	堀 口 の 沢	204				1				〃	
	〃	〃	〃	平野沢川右支流	205				1				〃	
	〃	〃	〃	1 1 号 沢 川	206				2				〃	
	〃	〃	〃	中 村 沢 川	207	0.27	1.7		1				〃	
	〃	〃	〃	梅 の 沢 川	208				1				〃	